

令和元年12月 6 日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会 議 録

- 1 日 時 令和元年12月 6 日
開会 13時00分 閉会 16時53分
- 2 場 所 幕別町役場 3 階会議室
- 3 出席者 委員長 東口隆弘
委 員 藤谷謹至 小島智恵 小川純文 中橋友子
議 長 寺林俊幸
- 4 欠 席 者 副委員長 田口廣之
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明 企画総務部長 山岸伸雄
総務課長 新居友敬 副主幹 福田琢也 総務係長 広田瑞恵
税務課長 高橋修二 収納係長 山田博昭 住民福祉部長 合田利信
住民生活課長 佐藤勝博 教育部長 山端広和
生涯学習課長 石田晋一 社会教育係長 宮下年功
- 6 傍 聴 者 22 名
- 7 事 務 局 事務局長 細澤正典 課長 半田健 係長 遠藤寛士
- 8 審査事件および審査結果
 - 1 付託された議案の審査について
 - (1) 議案第77号 幕別町債権管理条例
 - (2) 議案第78号 幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
 - (3) 議案第79号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例
 - (4) 議案第80号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例
 - (5) 議案第81号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例
 - (6) 議案第88号 指定管理者の指定について

2 付託された陳情の審査について

- (1) 陳情第5号 「日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
- (2) 陳情第6号 「日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書」の採択及び関係諸機関への提出に関する陳情書
- (3) 陳情第7号 幕別町行政区設置条例に関する陳情書

総務文教常任委員会委員長 東口隆弘

◇審査内容

(開会 13:00)

○委員長(東口隆弘) ただ今から、総務文教常任委員会を開会をいたします。ここで事務局から諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

○事務局長(細澤正典) 田口副委員長から本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告いたします。

また、本日、陳情第6号の陳情書の提出の際、提出者から参考資料の提供がございましたので、配布しております。

○委員長(東口隆弘) これで諸般の報告を終わります。これより、議事に入ります。

本日は本委員会に付託されました議案6件、陳情3件の審査であります。

はじめに本日の審査の進め方について申し上げます。本日の審査は、議案6件については説明を聞いたのち質疑まで、陳情3件については各委員の意見を伺うまでといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(東口隆弘) 異議がないようなので、そのようにさせていただきます。

それでは、1、付託された議案の審査を行います。

幕別町債権管理条例を議題といたします。町側からの説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長(山岸伸雄) 議案第77号、幕別町債権管理条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページおよび議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに議案説明資料をご覧くださいと思います。

1の本条例の制定趣旨についてであります。町が保有する債権を確実に徴収するということは、納付の公平性はもとより、自主財源の確保を図る上で非常に重要であります。町の財政を健全に保ち、町民負担の公平性を確保するためには、債権の管理について法令等に基づき、適切に取り扱うことが必要でありますことから、債権が発生してから消滅するまでの債権の管理について、事務処理基準を明確化するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、2の債権についてであります。本条例における定義を記載しております。債権とは、地方自治法第240条に規定する金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利を指すものであり、町が収入すべき権利を持つ金銭債権、全てを指しております。

次に、3の町における主な債権につきましては、強制徴収公債権は、各種税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料および下水道使用料などであり、非強制徴収公債権は、農業集落排水処理施設使用料および個別排水処理施設使用料など、私債権は、へき地保育所保育料、学童保育所保育料、公営住宅使用料、幼稚園保育料、学校給食費、水道使用料および簡易水道使用料などが主な町の債権になります。

次に、4の債権管理の流れといたしましては、滞納処分規定のある強制徴収公債権と滞納処分規定のない非強制徴収公債権および私債権とに分けられ、それぞれ記載のとおり法

令等に沿った債権の管理に努めてまいります。私債権につきましては、公債権とは違い、債務者が債権を消滅させる時効の援用の意思表示をしなければ、時効期限が到来しても債権は消滅しないことから、本条例において、時効期間が経過した場合など、一定の事由に該当する場合は、徴収が不能な債権として、債権者である町が徴収する権利を放棄し、不納欠損処理を行うことで、適正な債権管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、議案書の1ページおよび議案説明資料の2ページをご覧くださいと思います。本条例の条文につきまして、ご説明申し上げます。

第1条につきましては、条例の目的について定めるものであります。

第2条につきましては、この条例の中で使用する用語の意義について定めるものであります。第1号は町の債権の定義であります。地方自治法第240条に規定する金銭の給付を目的とする町の権利を指し、一般的な金銭債権には、各種の税をはじめ各種使用料や各種負担金などの債権が含まれるところでございます。町の債権といたしましては、第2号に規定する公法上の原因に基づいて発生する公債権と第5号に規定する私法上の原因に基づいて発生する私債権に分類されることとなり、また、公債権については、町が地方税の滞納処分の例により強制徴収ができるかどうかによって、第3号に規定する強制徴収公債権と第4号に規定する非強制徴収公債権に分類されることになり、それぞれについて第2号から第5号まで、債権の用語の意義を定めるものであります。また、3つに分類される債権は、それぞれ法的な性質が異なりますことから、債権の回収についても、適用される法令や方法が異なるものであります。

第3条につきましては、町の債権の管理に関する事務について、条例と他の法令等との関係について定めるものであります。それぞれの債権について、個別の法令等に定めがあるものは法令等の規定を優先し、特に定めがない場合については、この条例の規定を適用するものであります。

第4条につきましては、町長は法令等の規定に基づき町の債権を適正に管理するため、債務者の収入状況や滞納理由などを把握し、その状況に応じた適切な措置をとらなければならない責務を定めるものであります。

第5条につきましては、町の債権を適正に管理する上で、債務者の状況にあった適切な措置をとるため、債権の名称、債務者の住所、氏名および債権の額など、必要な事項を記載した台帳を整備しなければならないことを定めるものであります。

第6条につきましては、町の債権について、履行期限までに履行されない場合において、債務者の生活実態の把握と個々の状況に応じた適切な措置をとるため、実施期間内において債務者に関する情報の利用および提供ができることを定めるものであります。

次のページになりますが、第7条につきましては、町の債権について、履行期限までに履行されない債務者に対しては、地方自治法等の規定に基づき、督促を行うことを定めるものであります。強制徴収公債権の場合は、滞納処分の前提条件であり、督促がされない限り、滞納処分の手続きに入ることができないこととされており、非強制徴収公債権および私債権にあつては、強制徴収公債権とは異なり滞納処分はできませんが、督促を行ってもなお納付がないときには、裁判上の手続きにより強制執行等の措置をできるものであります。

第8条につきましては、町の債権について、納期限までに納付された債務者との公平性を保つため、納付までの日数に応じ延滞金および遅延損害金を徴収することを定めるものであります。なお、災害や特別の事情がある場合などは、延滞金および遅延損害金の免除ができるものとしているものです。

第9条につきましては、強制徴収公債権において、債務者が納期限までに納付せず、督促により納付を催告してもなお納付しないときには、地方税法等の規定に基づき、滞納処分および徴収の猶予、換価の猶予もしくは滞納処分の停止を的確に行わなければならないことを定めるものであります。

第10条につきましては、非強制徴収公債権および私債権において、債務者が納期限までに納付せず、督促により納付を催告してもなお納付しないときには、地方自治法施行令の規定に基づき、強制執行等の措置をとらなければならないことを定めるものであります。ただし、何らかの理由により、徴収停止または履行期限を延長する場合やその他、特別の事情があると認める場合は除くものといたします。なお、第1項第3号の私債権につきましては、債権の確定をすることが必要となりますことから、訴訟手続きにより債務名義を取得し、強制執行の手続きを行おうとするものであります。

次のページになりますが、第11条につきましては、町の債権について債務者が履行を遅延し、なおかつ信用不安が生じていると判断したときは、地方自治法施行令の規定により、遅滞なく債務者に対して履行期限を繰上げる旨の通知をしなければならないことを定めるものであります。ただし、履行延期の特約等の規定に該当する場合やその他、特に支障がある場合は除くものといたします。

第12条につきましては、町の債権について、債務者が破産手続の開始決定などにより財産が分配されるとの情報を得た場合、また支払い不能に陥ると想定される場合には、地方自治法施行令の規定により、債権の申出および債権の保全などの措置をとらなければならないことを定めるものであります。

第13条につきましては、非強制徴収公債権および私債権において、法人である債権者が事業を休止したり、債務者が行方不明になったりして事実上徴収ができなくなった場合や、債権金額が少額で訴訟等の手段をとることが、経済的合理性に欠ける場合については、地方自治法施行令の規定によりその債権の保全および徴収を停止することができる旨を規定しているものであります。

第14条につきましては、非強制徴収公債権および私債権において、債務者が無資力またはこれに近い状態や何らかの理由により、債務の履行をすることが困難である場合は、地方自治法施行令の規定により、滞納金を分納したり、分納予定の1回あたりの金額を減額または猶予することができる旨を規定しております。

次のページになりますが、第15条につきましては、非強制徴収公債権および私債権において、履行延期の特約または処分をした債権について、当初の履行期限から10年を経過後も債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、弁済することができる見込みがないと認められるときは、地方自治法施行令の規定により、債権およびこれに係る損害賠償金等を免除することができることを定めるものであります。

次のページになりますが、第16条につきましては、非強制徴収公債権および私債権にお

いて、あらゆる手段を尽くしても、徴収が不可能な債権およびこれに係る損害賠償金等について、第1号から第6号の規定に該当する場合については、債権等を放棄することができると定めるものであります。第1号は、私債権は、債務者からの時効の援用がなければ、債権が消滅しないことから、消滅時効が完成した債権は、徴収が不可能な債権とするものであります。第2号は、債務者が経済的に破綻し破産法やその他の法令等により、債権の弁済義務を免責された場合は、徴収が不可能な債権とするものであります。第3号は、債務者が死亡し、相続の限定承認があった場合、町の債権よりも優先的に弁済を受ける債権が多い場合や債権回収手続の費用が相続された財産よりも多く、明らかに町への弁済がないと見込まれる場合などは、徴収が不可能な債権とするものであります。第4号は、強制執行等や債権の申出等の措置をとった後も、債務者の資力の回復が困難で、履行の見込みがなければ徴収が不可能な債権とするものであります。第5号は法人である債権者が事業を休止したり、債務者が行方不明などにより、徴収停止をした場合において、徴収停止をしたあとも、長く同様の状態が継続している場合は、徴収が不可能な債権とするものであります。第6号は、債務者が時効期間の経過する前に失踪宣告された場合や本人の所在が不明な場合など、明らかに徴収の見込みがないときは、徴収が不可能な債権とするものであります。なお、債権を放棄した場合は、債権の名称や件数、金額を議会に報告する旨を規定しております。

第17条につきましては、条例の施行について、必要な事項は町長に委任する旨を定めるものであります。

附則についてであります。附則第1項につきましては、本条例の施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

次のページになりますが、附則第2項につきましては、これまで分担金、使用料などの町税以外の収入金の徴収に関して、督促、延滞金、滞納処分等を定めていた幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例は、本条例に引き継がれることからそれを廃止しようとするものであります。

附則第3項、第4項および第5項につきましては、当該条例の廃止に伴う経過措置について、それぞれ定めるものであります。

附則第6項につきましては、本条例の制定に伴い、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正をするものであります。その改正内容についてであります。議案説明資料の3ページをお開きください。幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正するものであり、条例第16条中、幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例を、幕別町債権管理条例に改めるものであります。

議案書の6ページ、附則第7項につきましては、当該条例の一部改正に伴う経過措置について、定めるものであります。

次に議案説明資料の4ページをお開きください。附則第8項につきましては、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正するものであり、条例第24条中、幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例を幕別町債権管理条例に改めるものであります。

議案書の6ページ、附則第9項につきましては、当該条例の一部改正に伴う経過措置について、定めるものであります。

以上で説明を終らせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 議案説明資料でお尋ねをしたいと思います。

税の公平を欠くために債権の管理に関して、適切な処置ができるように、今回整理をされましたということであります。

基本は国税徴収法だと思いますから、基本的には何も変わってはいないんだろと思いますが、議案説明資料の1ページの4の（1）、（2）の図で説明されている中の各種調査というところなんですけれども、債権が発生し規定で納められなかったら督促を出し、それから催告をしてそれでも納入にならないときに調査に入るんだっていうふうに思うんですね。いつも議会の中でも議論をしてきた経過があるんですけれども、支払が滞るっていうことはそれなりの理由があって滞るということですから、それなりの理由が何なのかということをはっきりと明かにして、そして次の事務に入ることなんだと思うんです。その何なのかというところの調査のあり方ですね。結局、前年度の収入に対しての使用料であったり、まあ、使用料は統一されていますけれども、前年度の収入に基づいて税の徴収であったり。しかし、前年度はそれだけの収入があっても本年度はそういうふうにならなかったという例もまあまあ、あります。これあの、今までの規定でしたら、災害であるとか、例外であるとか特殊規定のときにはそれは対処していただけることになっていたんですけれども、そうでない場合もありますよね。そういう時に、実際にどのような調査をされて、そののち、どんな事務に入っていくのか。そこは法に基づいてやられると思うんですけれども、どうでしょうか。

質問、もう一つ、幕別町は一定の債権に関わって、徴収に関わって、滞納整理機構に委ねていますね。滞納整理機構っていうのは十勝管内全部の滞納について一定の方向性をもって徴収に当たっていただけると思うんですが、その滞納整理機構の対処のあり方が今回、この改正された条例がきちっと適用されていくのか、幕別町はこういうふうにやりますから、幕別町の債権についてはこのようにお願いしたいということになっていくのかどうか。

そのところを伺いたと思います。

○委員長（東口隆弘） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） それではまず、1点目の調査の関係でございます。

これにつきましては、この表にもございますとおり、税金などの滞納処分規定のあるものの調査については調査権限が地方税法または国税徴収法に規定をされていますので、この調査については強制的な預金の調査であったり、職場の調査であったり、生活実態の調査と財産調査等も含めた中で実施をしていく調査になります。

また、（2）の非強制徴収公債権、私債権につきましては、滞納処分の規定、これ強制的なものがございません。あくまでも調査にあたりましては、本人からの聞き取りが中心となりますことから、強制的な財産調査等はできないこととなります。

ですので、この条例にあたりましては、それぞれの債権に応じた調査を行っていくということになります。この調査については、滞納処分のない私債権等については当然、ご本人に督促、催告をした中でご連絡がやはりいただける方といただけない方がでてくるかと思えます。また、そういう中で連絡をご本人と取りながら生活状況であったり、滞納になったいきさつですとか、そういうことを聞きながら当然納付のご相談に応じていくという

ようなことになろうかと考えてございます。当然、何らかの理由がある方については、納付の猶予ですとか、履行の延長、こういったものの制度を活用しながら、納付のお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

それと、2点目の機構との関係でございますが、これにつきましては、滞納整理機構につきましては、あくまでも強制徴収公債権、要は税金などの強制的な徴収権限があるもの、これを徴収するという組織となっております。今回、町の制定をお願いしております債権管理条例とは全く別のものございまして、あくまでも町が今後、債権を管理していく上で、地方自治法をはじめとした法令にきちっと基づいて適正な債権管理を行う上で、制定の必要があるものということで判断をしたところで、今回、お願いをするというものと思っております。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 適正に判断するっていうのはその通りですから、それは実際にそういった事務処理をやっていかなければならないと思うんですけども、2点目の滞納整理機構の関係で幕別町は幕別町で全く別ですよっていうことなんですけどね。私債権はもちろんいかなないと思うんですけども、これまで国保税ですとかいってありましたよね。そういうのは、ここでいえば税ですから、債権管理の流れの中の強制徴収公債権になってくんだと思うんですよ。これの詳細についても今、全部17条まで説明ありましたけれども、ここに関わってくるわけですよ。同じように徴収するときに。で、あの、滞納整理機構の人たちって幕別町の人ばかりじゃないので、一体、その辺の整合性といいますかね、どうやってやっていくんですか。

うちの町だけこういうの作りましたから、こういうふうにきちっとやってくださいということに通るのかどうか。そういったことを伺っているんです。

○委員長（東口隆弘） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） そうですね。滞納整理機構についてはあくまでも別の組織でありまして、ここでいう（1）の強制徴収公債権の各種調査を終えて、滞納処分、この段階で本来であれば町が滞納処分、債権の徴収を行っていくというかたちなんですけど、それでもまあ、例えば、その中には町の方とは連絡が一向に取れない方ですとか、そういう部分については、滞納処分をその滞納整理機構の方をお願いをしているというようなことになります。今回の条例は、あくまでも機構とは別のものということで町としての管理を定めるということでありますので、機構とはまた別の時点での考え方ということになろうかと思えます。

○委員長（東口隆弘） 説明員の方はもう少しわかりやすく、何が違うのかということを説明をしていただきたいと思います。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 基本的な債権の管理、徴収に関しては今、課長がお話したとおりなんですけれども、まず、滞納整理機構をお願いしている部分については基本的には課長お話したとおりに強制徴収公債権であります。主に税が主体となっているんですけども、それらについて、本町において督促等をしたのち、滞納処分をしているんですけども、なかなかそれでも取り切れないものについて、また、そういう方が他の市町村においても債権を持っている場合等がございまして、その債権の徴収の効率性等を高めるために私どもとしては、滞納整理機構にその債権の回収をお願いしている。

今回、この債権管理条例につきましては、確かに強制徴収公債権もちろんありますけれども、それと併せて私債権についても同様にきちっと徴収できる仕組みづくりをしてい

くというのが、今回の条例の趣旨でございまして、強制徴収公債権なんかは、地方税法または国税徴収法等に基づいてですね、きちっとルールがなされていますけれども、今回の債権管理条例は私債権と併せて整理しているものですから、その規定も含めて全体的に今回の条例化して債権全てに対して、管理徴収等を行おうとしようとするものの条例であるというものであります。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） その姿勢はね、一番最初にご説明いただきましたので、そういう考えでこの条例を定められたと、で、今、原案、出されているということは理解をいたします。理解をした上で条例が制定された以上、この条例に基づいて公債権であろうが、私債権であろうが、最後まできちっと事務が完結するように強制徴収になる場合もでしょうし、あるいは生活状況によって、そこでは、例えばその法律に基づいてこれ徴収をすることによって生活が成り立たないというようなときについては、その判断を下していくということになりますから、そういうことが整理されているっていうのは理解するんですけども、なにせ、徴収者が幕別町の税務課の職員だけじゃないですからね。言わば、途中から、どこの段階でですか。2、4、5番目、滞納処分のもとにですか。整理機構にいくのは。そうしたときに公債権についても、やっぱりあの法に照らしてやっていただくんだとは思いますが、幕別町が条例を定めた以上は幕別町の条例で、滞納整理機構もきちっとやっていただかなければならないということだと思えるんですけども、違いますか。

○委員長（東口隆弘） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） 滞納整理機構の方では、きちっと対応はしております。今、言っているのは、機構の方については、あくまでも税金など強制徴収の部分になります。私債権等については、これから原課の方で管理をするということで当然、統一的な考えのもとで町として対応していくということになりますので、今後については、実施時期までに何らかの職員の統一した考えでできるような手引き等の準備も今、考えていきたいなというふうには考えております。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 手引きは必要だと思います。職員の方は、ここに2年なり3年なりいらっしゃたら、また異動されるわけですから、統一した基準に基づいて対処されるっていうことは大事なことだと思いますし、それはきちっと残していただくと。じゃあ、その手引きも、本来であれば、私、滞納整理機構は、もう何回も言ってますけれども、町の仕事であって委ねるってこと自体に違和感を感じてきてました。それは、部長おっしゃっていただきましたけれども、他の町にも債権があると、あるいは、うちの町ではなかなか応じてもらえない性格の人たちに対してでも、他の町からだったら徴収できるというようなこともずっとお聞きしてきましたけれどもね、しかし、うちの町で発生する債権である以上はうちの町が基本、やるべきだっていうのはあります。それでね、私債権の整理されたっていうことでありますから、いいんだと思えるんですけども、やっぱりその連動することが多いんじゃないかと思うんですよ。生活が困窮して滞納するわけですから、税を納められない人はどうしてもいろんな、その住宅の使用料であったりね、そんなことも一緒になって払えないでいる状況があるんだと思うんです。そうした場合に、私債権の場合は幕別町が対応し、公債権の方は滞納整理機構が対応するということが見えるかなと。実際はどうかかわかりませんが、そんなことを考えましたら、将来的にはせつかく整理したんですから、この整理が、ほかに委ねられないで、きちっと町の職員でできていくようになることを願って、質問を終わります。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はございませんか。

小川委員。

○委員（小川純文） 今、説明の中でね、公債権、私債権、私債権の方を確実に徴収できる、まあ、公平性を果たすための今回の条例改正が、まあ私債権の方が重点的に整理をしたということで、今の説明にありました公平性の中でのマニュアル作りも据えますということでもありますけれども、これ施行日がもう来年の4月1日なんですよ。それまでにきっちとそういうマニュアル作り等々の条例を改正して施行するにあたって、細部までの検討がこの施行日までにはちゃんと完了して、この制度を進められる予定なのかどうか、お知らせください。

○委員長（東口隆弘） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） ただ今のご質問の関係でございますが、先ほど申しました手引きですね、現段階で事務的に税務課の方で、今、素案を準備しております。条例のご承認を経た後、各職員に対しては、年明けになろうかと思っておりますけれども、1月、2月、このあたりで職員研修というかたちで予定をしております。当然、主に主管となります債権管理をしているそれぞれの課においては、現状においても各会議等でこういった打ち合わせをしておりますので、4月の実施までには準備をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○委員長（東口隆弘） 小川委員。

○委員（小川純文） 公債権になると、税務課が主力の主体の部分というのが非常に多いと思いますけれども、私債権になりますと、本当に各部局という状況が発生すると思われます。

今、課長さんの方から研修会等もこれからするということでもありますけれども、やはりこういう条例改正があるのであれば、やっぱり条例改正と併せてその補完処置としての今後の体制というものが、やっぱり明確にきっちと説明できるかたちの中で、条例を改正していくのが一番ベストなかたちだと思いますので、まあ、まだそこら辺が、最後の詰めができてないことでもありますけれども、これは税の徴収ということは、やっぱり公平性が一番必要な問題であると思いますので、そこら辺、施行日までにはきっちり手抜きのないように各課が統一的な視点で、この公債権の債権管理がきっちとできるような体制を十分に積み上げてからこの施行になるような段取りの方をきちんとしていただきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長（東口隆弘） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、小川委員からお話のあったこと、大変、大切なことでございます。今、うちの課長からお話があったとおり、今後についてのお話はしましたけれども、今回、この条例を制定するのあたりまして、幕別町の収納率向上推進本部という本部がありまして、その中でも約4年かけてですね、この条例をどうするかと、まあ、たたき台からですね、そして、また先進地の市町村の方をお呼びして、どのように町の債権全体を管理しているのかという勉強会をした中で、この債権条例を今、制定したということでございます。そういう面から、債権を持っている、私債権のものも含めて私お話をしておりますけれども、今後につきましても、同じようにですね、そういう収納本部もありますので、それと併せて、今、委員からもお話ありましたように、特に私債権を持っているところは、なかなか今までそういうノウハウっていうのが、蓄積されていないっていうのが、現実でございますので、そこを中心にですね、研修会等を通して、しっかりとこの条例の趣旨を踏まえた中で、債権の管理ができるよう努めてまいりたいというふうに考えて

おります。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はありませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 1点、私債権についてなんですけれども、徴収できる仕組みっていうことはわかりました。その中で、現時点で、不納欠損になる古い債権っていうんですか、私債権の部分では、だいたい概要っていうのは掴めていらっしゃるのかどうか。

その点を聞きたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） 債権の状況でございますけれども、現在、平成30年度末におきまして、町税をはじめ私債権等を含めた金額といたしましては、約2億1千万円の債権繰越額、要は未納額がございます。件数等については、納期ごとの件数になりますので、かなり膨大な件数となっておりますので、件数まではちょっと掴んでいない状況です。

○委員長（東口隆弘） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 2億ほど滞納、債権があると、その中で特に私債権なんですけれども、時効によって、時間的なことによって、この不納欠損となる部分の金額っていうのはだいたい抑えているのかどうか。抑えているのかどうかだけでいいです。

○委員長（東口隆弘） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、お話の部分なんですけれども、私債権、例えば私債権でいいますと学校給食費については、今、30年度末の未納状況が1,600万円ほどございます。

また、水道使用料なんかでは89万円ほど、学童保育で130万円ほど、公営住宅で1,100万円ほどと、これは不納欠損額ではなく滞納繰越額でございますけれども、今、委員からお話があった部分、どのくらいの不納欠損額になるかといったところについては、先ほど議案の説明資料の中でお話しましたように、私債権については基本的には時効の援用がなければ、これは、不納欠損はできないという債権になっております。ですので、今後、このそういう面において、時効の援用がないとずっと債権が残ってしまう、それが管理上問題だろうといったところで、今回のこの債権管理条例において、そういう取れない部分については、例えば、裁判所で訴訟の手続き等をして、強制徴収の方法を探る、またそれでも、できない場合については、最終手段、やはり、使用料等でもその役務を得た対価でございますので、そこはやはり本来は、やっぱり徴収するという姿勢は変わりませんけれども、先ほどから言っているように取れない部分についてはきちっと整理して管理することが町全体の債権の管理上は適切であろうということで、今回、この条例を定めるということでございます。

○委員長（東口隆弘） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 答弁が少し漏れていました。それで、どのくらいかっていう部分については今、お話あったように滞納繰越分はお話しましたが、それがどのくらいかなのかっていうのは、なかなか、私が前段お話ししたことから、今の段階においていくらといったところは、抑えておりません。抑えられない部分でございます。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） なければ、議案第77号に対する質疑は、以上で終了いたします。

説明員の方、ありがとうございました。ここで説明員の交代のため、暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（東口隆弘） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第78号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例から議案第81号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例までの4議件を一括議題といたします。

町側からの説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 議案書は7ページ、議案説明資料は5ページになりますが、はじめに、条例の概要についてご説明させていただきます。

議案説明資料の5ページをご覧ください。

今回、議案として提出させていただきました、議案第78号から議案第81号の4議案は、平成29年5月に公布された、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うものであります。国では、平成28年7月、地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用の在り方に関する研究会を発足し、平成28年12月報告書が提出されたところであり、この報告書の中で、制定の趣旨にも記載しておりますが、地方公共団体においては、行政需要の多様化に対応するため、臨時・非常勤職員の活用が進み、とりわけ、教育、子育て等の分野では重要な担い手となっているところであります。

しかしながら、臨時・非常勤職員の現行制度においては、任用の根拠となる法律の適用が自治体によって様々な状況にあることから、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保が図られるよう、地方公務員法等が改正され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が新たに導入されることとなったところであります。

この新たな制度により、現在、本町で嘱託職員や臨時職員として任用している職の多くが会計年度任用職員に移行することとなりますことから、給与および費用弁償に関して新たに条例を制定し、併せて勤務時間、休暇等に関しては、既定の条例を改正しようとするものであります。

次に、制度の概要についてご説明申し上げます。

会計年度任用職員は、一会計年度を超えない範囲におかれる非常勤職員と定義され、その勤務時間において、フルタイムの職員とパートタイムの職員に区分されます。

本町では、国が法律の解釈や運用の考え方を示した事務処理マニュアルを参照し、加えて、他の自治体との均衡等を考慮し、制度の設計を行ったところであります。

はじめに、フルタイムの会計年度任用職員については、勤務時間が常勤職員と同じ1日あたり7時間45分、週では38時間45分で、地方公務員法に定める服務及び懲戒に関する規定が適用されます。また、勤務条件につきましては、給料のほか通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、退職手当を給付し、社会保険等につきましては、1年目は、現在と変わらない厚生年金、健康保険、雇用保険の加入となりますが、同一の任命権者が再度の任用をし、引き続き1年以上任用されることにより、翌年度から、地方公務員共済組合への加入となるものであります。

また、パートタイムの会計年度任用職員については、勤務時間が1日7時間15分以下、週では36時間15分以下とし、服務および懲戒規程につきましては、フルタイムと同様、適用になりますが、営利企業等への従事制限については除外となり、兼業が認められることとなります。また、勤務条件につきましては、フルタイムの給料に当たる報酬が支給されるほか、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬、期末手当、通勤に係る費用弁償を給付し、社会保険等は現在と同様、勤務時間により厚生年金、健康保険、雇用保険への加入となります。フルタイム会計年度任用職員には、給料、手当のほか退職手当を給付いた

しますが、常勤職員の勤務時間よりも短いパートタイム会計年度任用職員には、退職手当を除いて、フルタイム職員と同等の給与を報酬として給付しようとするものであります。

それでは、議案第78号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の概要について説明いたします。

議案書は7ページ、議案説明資料は5ページであります。条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、条例制定の趣旨で、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、給与および費用弁償に関する必要な事項を定めるとしております。

第2条は、給与の定義と支払い方法を定めております。第1項では、給与の定義として、フルタイム会計年度任用職員においては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当および期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員においては、報酬および期末手当を給与と規定しております。第2項では、給与の支払い方法、第3項では、費用弁償の範囲について規定しております。

第3条は、フルタイム会計年度任用職員の給料を定めております。議案の15ページをご覧ください。給料については、この別表第1に示しております給料表によるものとし、16ページをお開きいただきたいと思います。16ページの別表第2に示している職種区分に応じて適用するものとしております。この給料表につきましては、会計年度任用職員の職務および責任や常勤職員との権衡や近隣自治体との均衡などを考慮し、定めたものであります。また、別表第2の職種区分につきましては、8職種について適用する号給の下限、上限を示しており、それぞれ職務内容に基づいて別に任命権者が定めるとしてあります。

恐れ入りますが、議案の7ページにお戻りください。第4条第1項は、フルタイム会計年度任用職員の給料の号給については、規則で定める基準に従い決定することとし、第2項では、採用困難職について、それぞれの職種で定めた号給の範囲に20号給以内を加算できる旨を定めております。

8ページになります。第5条は、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給について、支給日、支給期間等について、職員の給与条例を準用するとしております。同様に、第6条は通勤手当、第7条は時間外勤務手当、第8条は休日勤務手当、第9条は夜勤手当、第10条は宿日直手当を定めており、これらフルタイム会計年度任用職員の給与については、いずれも幕別町職員の給与に関する条例を準用し、支給するとしております。

第11条は、勤務1時間当たりの給与額等を算出する際の端数処理を定めております。

9ページになります。第12条では期末手当について定めております。第1項は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、任期の定めが6月以上の者を対象に、職員の給与条例の規定を準用し、常勤職員と同じ算定とするものであります。また、第2項では、同一会計年度内での任期の合算について、第3項では、引き続き前会計年度の任期の合算について定めており、いずれも、合算により6月以上となった場合は、支給の対象とするものであります。

第13条は、フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を定めたものであります。

第14条は、フルタイム会計年度任用職員の給与の減額について定めており、国民の祝日に関する法律や有給休暇等による場合を除き、勤務しない1時間につき第13条に規定する給与額を減額するものであります。

10ページになります。第15条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬について定めております。第1項は月額で報酬を定める場合、第2項は日額で定める場合、第3項は時間

額で定める場合の算出方法について規定しております。また、第4項は算出の基礎となる、基準月額について定めており、基準月額につきましては、その職務の内容および責任、知識、技術等がフルタイム会計年度任用職員と同一である場合、同一労働、同一賃金の考えから、フルタイム会計年度任用職員の月額を基準月額とするものであります。

第16条は、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬を定めており、第2項では、勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150の範囲内で報酬として支給するとしております。なお、正規の勤務時間以外の職場で、その勤務時間が、正規の勤務時間である7時間45分までの勤務については、100分の100とするとしております。11ページになりますが、第3項では、週休日の振替における勤務での場合、第4項では、1カ月の時間外勤務が60時間を超える場合についての時間外勤務手当の支給について規定しているものであります。

第17条は、パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬を定めており、祝日法による休日および年末年始の休日における勤務については、勤務した全時間について、休日勤務に係る報酬を支給するとしております。

12ページになりますが、第18条は、パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬の支給について、第19条は、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額等を算出する際の端数処理を定めております。

第20条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について定めており、第1項では、任期については6月以上で、かつ、一週間当たりの勤務時間が一定以上の者を対象に、職員給与条例の規定を準用し、常勤職員と同等の算定とするものであります。13ページになります。第2項では、同一会計年度内での任期の合算について、第3項では、引き続き前会計年度の任期の合算について定めており、いずれも、合算により6月以上となった場合は、支給の対象とするものであります。

第21条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給について定めており、第1項では、期間および期日を、第2項では、日額または時間額により報酬が定められた者への支給について、第3項では、月額により報酬が定められた者への支給について、第4項では、計算期間が月の1日から支給するとき以外の場合は日割り計算によるとするものであります。

第22条は、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出方法について定めており、第1項第1号では、月額による報酬の計算方法を、第2号では、日額、14ページになりますが、第3号では、時間額による報酬の計算方法について定めております。

第23条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額について定めており、祝日法による休日及び年末年始の休日や有給休暇等による場合を除き、勤務しない1時間につき、第22条第2項に規定する報酬額を減額しようとするものであります。

第24条は、会計年度任用職員の給与からの控除について、職員給与条例を準用し、保険料等は控除できるとするものであります。

第25条は、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について定めており、支給要件、支給額および支給日等については、職員給与条例を準用すると定めております。

第26条は、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償は、幕別町職員等の旅費に関する条例の例により算定し、支給するとするものであります。

第27条は、規則への委任規定を定めております。

15ページになります。附則についてであります。第1項は、この条例は、令和2年4月

1日から施行するとし、第2項において、経過措置として、現在勤務している非常勤職員が引き続き会計年度任用職員として採用された場合の給料月額または基準月額については、現在の賃金月額等を斟酌し、任命権者が別に定めるものとするものであります。

別表第1は、給料表を、16ページになりますが、別表第2は、職種の区分に応じた適用号給表であります。

次に、議案第79号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は17ページ、議案説明資料は7ページになりますが、はじめに、条例の概要をご説明いたします。議案説明資料の7ページをご覧ください。

1、改正趣旨であります。会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の勤務条件は、新地方公務員法の規定により、条例で定める必要がありますことから、所要の改正を行うもので、2、改正概要に記載のとおり、勤務時間につきましては、フルタイム会計年度任用職員は常勤職員と同じ、週38時間45分で、パートタイム会計年度任用職員については、週38時間45分に満たない範囲と規定しております。

また、休暇につきましては、国のマニュアルを基本に、資料に記載のとおり、年次休暇をはじめ私傷病による病気、結婚、忌引、夏季休暇等を有給休暇とし、公務上の病気、産前・産後、育児休暇等については、無給の休暇としております。

この中で、私傷病による病気休暇は、国においては無給の休暇であり、また、夏季休暇については付与していないものでありますが、常勤の職員との均衡や福利厚生の面から有給休暇としたところであります。

8ページになります。第2条は、1週間の勤務時間を定めておりますが、第5項として、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間を1週間あたり38時間45分に満たない範囲内で任命権者が定めるとの規定を加えるものであります。

9ページであります。第3条および第4条は、週休日および勤務時間の割振りを定めておりますが、パートタイム職員の規定を加えるものであります。

10ページになります。第7条の2、第11条につきましては、条例に会計年度任用職員の規定が加わることなどから、文言の整理をするものであります。

第13条は、会計年度任用職員の病気休暇のうち、公務上の負傷等の場合は無給の休暇とするものであります。公務による災害の病気休暇につきましては、労災や非常勤公務災害が適用され、休業補償が支給されますことから、無給の休暇となるものでございます。

11ページになります。

第14条は、会計年度任用職員の特別休暇のうち、無給の休暇とするものについては規則で定めるとする規定を追加するものであります。会計年度任用職員の特別休暇のうち、無給の休暇とする主なものについては、産前・産後休暇、育児時間休暇、子の看護休暇などであり、国のマニュアルを基本に定めております。

第15条の介護休暇、第15条の2の介護時間および第16条の組合休暇は、これまで規則で定めておりました給与額の減額の規定を、それぞれ第2項として追加し、無給の休暇とする旨を定めるものであります。

議案書にお戻りいただき、18ページをご覧ください。

附則につきましては、本条例の施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

次に、議案第80号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例についてであります。

議案書の19ページ、議案説明資料の12ページをお開きください。

本条例は、ただ今、ご説明いたしました議案第79号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例のほか、会計年度任用職員制度導入に伴い、一般職非常勤職員に係る7つの条例を一括して改正を行うものであります。議案説明資料の12ページをご覧ください。

整備条例第1条は、幕別町職員定数条例の一部改正についてであります。第1条は、定義規定であります。このたびの地方公務員法の改正で、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急、又は臨時の職に関する場合は、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができると、臨時的任用について厳格化されたことから、定数条例の対象となる一般職の職員から臨時の職として任用された臨時的任用職員を除く旨の改正を行うものであります。

第2条は、職員定数を定めております。これまでも、厳しい財政状況の中、適正な職員定数の管理に努めてまいりましたが、会計年度任用職員制度の施行に伴い、一部職員の任用換えを行うことから、町長の事務部局の職員の定数を現行の212人から220人に改めるものであります。

14ページをご覧ください。整備条例第2条は、幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてであります。第2条は、人事行政の運営の状況の報告を定めております。毎年10月末までに報告している人事行政の運営の状況において、その対象となる職員に、フルタイム会計年度任用職員を加える改正を行うものであります。

15ページになります。整備条例第3条は、幕別町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正についてであります。会計年度任用職員につきましても本条例が適用されることとなりますが、会計年度任用職員の任期は一会計年度と定められておりますことから、会計年度任用職員の休職の期間については、任期の範囲内とする規定を加える改正を行うものであります。

16ページになります。整備条例第4条は、幕別町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正についてであります。第4条は、減給の効果を定めております。会計年度任用職員につきましても本条例が適用されることとなりますことから、減給の対象にパートタイム会計年度任用職員の報酬を加える改正を行うものであります。

17ページになります。整備条例第5条は、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

第7条は、育児休業中の職員の期末手当等の支給について定めております。育児休業中に基準日以前6ヶ月以内に勤務した期間がある場合、支給される勤勉手当の対象に会計年度任用職員を含めないこととし、第8条では、一会計年度で任用される会計年度任用職員においては、復職時の号給の調整を行わない旨、各関係条項から会計年度任用職員を除く改正を行うものであります。

19ページをご覧ください。整備条例第6条は、幕別町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。今回の改正にあわせて、第2条第1項に、第12条の2で規定している夜勤手当を追加し、新たに第2項として、給与の支給方法の規定を加えるものであります。

第13条と、次のページの第20条は、文言整理であります。

第22条の3として、会計年度任用職員の給与については、先にご説明いたしました議案第78号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で定めるため、本条例の規定は適用しないことを定めるものであります。

21ページになります。整備条例第7条は、幕別町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてであります。フルタイムの会計年度任用職員に本条例を適用させるため、所要の

改正を行うものであり、第31条は、臨時並びに嘱託職員の旅費に関する規定を削除するものであります。また、別表第1においては、区分の欄の行政職給料表適用職員にフルタイムの会計年度任用職員を加えるものであります。

議案書にお戻りいただき、22ページをご覧ください。附則につきましては、本条例の施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

次に、議案第81号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例についてであります。

議案書の23ページ、議案説明資料の25ページをお開きください。本条例は、これまで本町において、特別職の非常勤職員と位置付けていた職のうち、行政事務の委託等に移行する職の整備のため、関係する5つの条例の一括改正と一つの条例の廃止を行うものであります。

はじめに、本条例制定に至った経緯をご説明申し上げます。

このたびの地方公務員法の改正により、特別職の非常勤職員となる者の要件が、専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限るとされ、その任用が厳格化されたところであります。これに伴い、これまで本町において特別職の非常勤職員としていた職のうち、その職務の内容から、地方公務員法上の服務規定に基づく義務を課す必要がないとともに、任用の厳格化に伴い要件に該当しない職については、私人と位置付けざるをえないことから、条例で定めている職について所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の25ページをご覧ください。整備条例第1条は、幕別町行政区設置条例の一部改正についてであります。本条例は、昭和32年に条例が制定され、その設置目的に、町行政の民主的かつ効率的な運営を図り、もってこの町の進展に期するために行政区を設けるとし、行政区の区域は同条例施行規則で規定され、現在では、113の行政区が設置されているところであります。また、行政区には公区長を置き、その身分は特別職の非常勤職員とし、同規則第3条にその職務が規定されており、主な職務として、行政区の運営に関する事、町政の周知に関する事、広報紙、その他文書の配布等と規定しておりますが、このたびの地方公務員法の改正により特別職非常勤職員の任用が厳格化され、これまでの公区長の職務が助言、調査、診断等の事務に該当しなく、今後、私人として任用せざるを得ないことから、特別職非常勤職員としては任用することができなくなったところであります。このようなことから、改正条例第3条の行政区の長を行政区の代表に改め、行政区内の住民から当該行政区の代表として推薦のあった者を公区長と呼称し、規則に定める事務を依頼することができるとするものであります。

これに伴い、第4条の所管事務と、26ページになりますが、第5条補助機関の規定を削るものであります。また、新たに、第4条として、これまで規則で規定しておりました、行政区運営費の交付規定を条例に追加するものであります。

27ページになります。整備条例第2条は、幕別町公営住宅管理条例の一部改正についてであります。公営住宅の管理については、これまで、特別職非常勤職員として公営住宅管理人を置いておりましたが、法の改正による特別職非常勤職員の任用要件に該当しない職となりますことから、第58条第3項と第4項を削り、第58条の2として、個人又は団体へ管理に関する事務を委託することができるとする規定を加える改正を行うものであります。

28ページになります。整備条例第3条は、幕別町町営住宅条例の一部改正についてであります。町営住宅の管理についても、公営住宅同様、個人又は団体へ管理に関する事務を

委託することができるとする規定を加える改正を行うものであります。

29ページになります。整備条例第4条は、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてであります。このことについても、公営住宅、町営住宅の管理と同様に、個人又は団体へ管理に関する事務を委託することができるとする規定を加える改正を行うものであります。

30ページになります。整備条例第5条は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

31ページ下段の行政区公区長と、32ページ下段のダム管理主任技術者および英語指導助手の職について、今回の法の改正により、特別職非常勤職員に該当しない職となることから、別表から削るとともに、備考から同職を削る改正を行うものであります。

議案書にお戻りいただき、24ページをご覧ください。下から3行目になります。整備条例第6条は、幕別町交通安全指導員設置条例の廃止についてであります。道路交通の安全を保持するため、特別職の非常勤職員として交通安全指導員を置き、歩行者に対して正しい歩行の指導をするなどの業務を行ってまいりましたが、今回の法の改正により、任用要件に該当しない職となることから、私人への業務委託に移行することとし、同条例を廃止しようとするものであります。

附則につきましては、本条例の施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりました。14時30分まで休憩といたします。

14：18 休憩

14：30 再開

○委員長（東口隆弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。これより、一括して質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 議案第81号についてなんですけれども、新聞等、報道ございましたけれども、音更町が公区長の条例を廃止して、町内会に移行するっていうふうに報道等が、まあ、町内会に移行するっていう報道が出てたんですけれども、違ったっけ。違いましたっけ。検討を開始するか。音更町は。私がみた報道では。失礼しました。まあ、それはちょっと後であれしますけれども。

幕別町も行政区設置条例なんですけれども、公人から私人になるっていう部分に関してのところと、あと、以前の総務文教常任委員会ではそのことについては、議会には説明が、公区のことについては、詳しい説明がなかったわけなんですけれども、その後、各行政区に説明にまわったということを聞きまして、議会で議論する前に地域別公区長会議で説明した理由をお聞かせ願いたいというところであります。

それと、議案説明資料の25ページの第1条の第3項、公区長の規定で定める事務を依頼することができるという部分なんですけれども、どのようなかたちで事務依頼するのか、で、またはこの場合の依頼を断られた場合の対応について、お聞かせ願いたい。

それと、議案説明資料の26ページの第4条の行政区内の住民活動を推進するため、行政区運営費を交付するっていうふうになっているんですけれども、要するにこれ、行政区運営費というものは以前の区長報酬に代わるものだと思うんですけれども、今まであった公区

の補助金ですよね。補助金とは別に交付されるものなのか、それで、行政区の報酬で行政区運営費は区長個人に支払われるものなのか、行政区に支払われるものなのか、その辺について、お聞かせ願いたいと思います。以上です。

○委員長（東口隆弘） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 私から1点目について、ご答弁させていただきたいと思います。

先の総務文教常任委員会の所管事務調査において、今回、提出させていただきました会計年度任用職員の制度についてご説明させていただきました。その際については、明確に公区長のあり方については、ご説明はしていなかったものがございますけれども、その公区長の位置付けっていうんでしょうか、今、現状の行政区設置条例と公区長の位置付けをどうするかといったところについてはですね、最終的にはその段階においては、まだ固まっていなかったかというふうに記憶しているところでございます。そののち、公区長会議が開催されますことから、その際においてですね、一般的な今回の会計年度任用職員の改正の大きな趣旨が特別職の非常勤職員の厳格化というのがございましたことから、それに関しては、今の行政区設置条例に規定している公区長はその特別職の非常勤職員ということになっておりますから、その際にはそのあり方って言うのは、今後は法律上設置できないというようなことになりましたことから、その考え方って言うんでしょうか、公区長の今後、行政区におけるあり方って言うんでしょうか、何て言うんでしょうか、位置付けって言うんでしょうか、そういうものについてご説明をさせていただいたと。また、時間的な面で言いますと、公区長に直接お話しする機会って言うのが、私ども年2回しかございません。そういう面からその期間、今回、秋の公区長会議においてですね、説明をする場所を逃しますとなかなかこう、説明できないといったところで、その考え方について、説明をさせていただいたということでございます。

○委員長（東口隆弘） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 私のほうからはご質問の2点目と3点目についてお答えさせていただきます。

まず、2点目の改正条例第3条に関わる行政区の代表、町長のほうから依頼に対して断られた場合の対応ということでございますけれども、このたび、先般、地区別公区長会議でご説明をさせていただいているところでもございますが、万が一ですね、地域の中から代表として、推薦があったものを、決まらないよっていう場合についてもですね、町のほうとしては、しっかり地域とですね、そういう場合のケースについてはご相談だとかも当然お受けした中で、なんとかそういった代表、地域の行政区の代表をぜひ推薦をしていただくようなかたちで粘り強くですね、その対応にあたっていきたいと思っております。

それから、改正後の第4条、行政区運営費の交付金についてでございますが、このたび行政区運営費につきましてはこれまでの各公区に対して交付させていただきました、行政区の運営費とあわせてですね、これまで報酬というかたちで交付をさせていただいておりました公区長さんへのいわゆる報酬、まあ、相当分という表現をさせていただきますけれども、それについては、4月以降については過少ではございますけれども公区長活動交付金ということで、こういった公区長に依頼をした事務に対してそれをこの交付金というか

たちで行政区運営費を2階建て、内訳を別にして交付をさせていただきたいと。それぞれ交付金につきましては、各公区、公区長さんの方からご指定をいただく、口座の方に支出をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（藤谷謹至） まず、1点目のこの公区長の部分の説明ですけれども、まあ総文でたときには、ある程度決まっている、ある程度、煮詰まっていなければいけない部分のことだとは思っています。総文終わってからすぐ公区長会議があったから、そこで説明したということでございますけれども、順序としては、やはり議会の総文にある程度の部分では、説明していただいて、進めるのが筋ではないかなという気がします。

それから、先ほど最初に、冒頭に言いました音更町の部分は行政区と町内会が混在しているという部分で行政区制度の見直しの検討を始めるっていうことでありました。

ちょっと説明が乱雑になって申し訳ございませんでした。

次に、第1条の公区長が私人になるっていうことで依頼の方向なんですけれども、依頼は断った場合というところで質問させていただいたんですけれども、113ある公区の中でそれぞれのやり方があって、それぞれ三極化している地域で色んなやり方が混在していると思うんです。それは、やはり行政としてはある程度、いろいろ調べた部分で、こういうふうになる条例なら話はわかるんですけれども、それぞれの公区でそれぞれ違う事例、ことがあると、これはやはりちょっとある程度、もう少し、丁寧な説明が必要なんではないかという感じがします。これ、依頼しなければ、これ、公金をこう私人にやるわけ、違う、区からあがってきた区長に対してこう依頼するというかたちで、それぞれの区で対応は変わってきた場合、困るなっていう部分があると思います。

次の行政区運営費なんですけれども、これ補助金と分けて、区によってそれぞれ振込先が違うということでもいいのか、1か所、行政区は行政区で、こう振込むという対応をとったほうがいいかなと思うんですけれども、この26ページの第4条も行政区運営費について、もう一度、説明をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 第1点目の件でございますけれども、私、先ほどご説明したとおりですね、11月6日の日に総務文教常任委員会の勉強会がございまして、その中で、この会計年度任用職員の制度の概要についてお話をさせていただきました。11月11日から11月14日まで、公区長会議ということで、この11月6日の同日なんですけれども、住民福祉部の方で協働のまちづくり検討委員会が同日の日に開催されまして、そこで公区長の代表者の方から、この今回の会計年度任用職員において、公区長の身分が地公法の第3条第3項に該当しないということとなりましたことから、基本的な考え方について、ご意見を伺ったということでございます。そのご意見を基に、内部でそのあと協議をさせていただきました。11月の11日の公区長会議において、先ほど、私、申し上げましたとおり、特別職非常勤職員として任用できなくなった旨の説明と併せて、そうなりますと私人となると、私人としての位置付けになるといったようなことについて、ご説明をさせていただいたということでございます。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 新たな公区長という、事務を依頼するということですから

も、従前どおり、従前はですね、幕別町行政区設置条例施行規則、その中で公区長の職務について記載しておりまして、この職務については、毎年、公区長会議の中でこういった公区長の役割がございますといった説明をさせていただいております。今回、地区別公区長会議でですね、公区長の身分が変わるという中で、急激に何かを変えるということではなくて、これまでの事務については、毎年、示させていただいている事務については、引き続きお願いするということで説明させていただいたところ、特にこのことについては、異論といたしますか、意見はなかったところでございます。次に第4条、交付金、この関係でございしますが、これまでは特別職という中で報酬ということで個人にお支払いしてきたと、これを次はですね、公区運営交付金という中で、2段ですね、公区長の報酬活動分と、それと公区運営交付金ということで、2段でお支払いするんですけれども、今回、地区別公区長会議においてはですね、そういったお支払いについては、受取口座につきましては、各公区長が指定する口座ということで、説明させていただきましたので、次年度においては、ある公区においては1本でお受け取りされる場合もあるでしょうし、従前どおり公区長の口座なのか、それぞれ公区の会計なのか、というところはですね、次年度こういった口座になるかはこれからなんですけれども、指定する口座についてお支払いさせていただきますという説明をさせていただきました。

○委員長（東口隆弘） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 今、報酬活動分の運営費と行政区の補助金、2本立てで支給するという部分で、やはりその公区としては、それぞれ先ほど言ったように公区のやり方があって、113区それぞれあると思うんですけれども、やっぱりその公区の構成する住民にわかりやすい体系っていうのは、やはり一回、個人の口座に入るのではなくて、公区の会計に入ったほうがわかりやすいと思うんですよ。どっちにしろ、個人の口座に入ってから公区に入る。そういう方法もあるわけなんですけれども、やはり1つの口座に、公区の口座に入ったほうがわかりやすいと私は思いますし、公金ですから、わかるようにしたほうが適切ではないかなというふうに思います。それと、公金をこう、私人、公区に渡すときに契約っていう部分のことについて、お伺いしたいんですけれども、契約をどのようにするのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 私、先ほど、公区活動、まあ、公区長活動交付金、仮称ということなんですけれども。あくまで、私どもが、町が公区長に依頼する事務、第3条に記載していますが、こういった事務を委託することについてお支払いするということではありますが、公金、交付金を個人にお支払いすることについては、法的に何も問題はないと。町の補助金交付規則におきましても、団体または個人含めて交付金はお支払いすることができます。その交付金のお支払いする根拠としては、個人に対する委託、事務の委託というものがございしますので、その委託に係る交付金というかたちで交付させていただくということで捉えているところでございます。

○委員長（東口隆弘） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 委託して、交付金を渡せると。委託して、最初、25ページの行政区の代表にあるように依頼してそれで契約っていうか、依頼した部分に対してはこの交付金を

出せるっていうことだと思うんですけども、先ほど言ったように、依頼を断られた場合もある程度、想定する必要があるのかなと思うんですけども。まあ、その辺についてお伺いします。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 委託という言葉になりますと、つい13節の委託料といったこともございます。今回、交付金ということでございますので、そういった委託契約といった事務は生じないと。あくまでも、条例に基づいて、また関係法令に基づいて委託した部分に対する交付金というかたちをとって考えています。

また、事務を断られたということも想定されますが、いずれにいたしましても町が願っている事務については、引き続き事務を進めていただくよう、粘り強く説明をさせていただきたいと考えております。

○委員長（東口隆弘） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 最後ですけども、この公区条例を、今後の考え方なんですけれども、音更町が町内会への移行を検討するという部分もございますし、十勝管内では公区長制度で、条例を謳っているところが、幕別町、一つになったわけでございます。芽室町は2000年当初で、公区長制度を廃止しまして、現在、町内会、まあ、帯広もそうですよね。

今後の考え方についてお伺いしたいと思います。

○住民福祉部長（合田利信） 今後ということでございますが、公区、まあ、公区長制度、また町内会含めてですね、これまでも様々なご意見をいただいて、それは公区長会議等においても町内会に移行すべきではないか、また一方で公区長制度は素晴らしい、続けてほしい、そういった声も実際ございます。昨日、忠類地域公区長連絡協議会がありまして、公区長連絡協議会の要望がございまして、要望、要請について終わったあとに意見交換をさせていただいたと。忠類地域において、どういったお考えなんだろうという中では、この公区長制度ということがあるから地域がまとまっているんだといった声もございます。こういった声については、私どもは、今後は広く様々な機会を捉えてですね、意見を聞いた中で、おおむね3年、近い将来といいますか、ちょっと時期は明確には言えませんが、やはり町としてどういった方向に進めていくべきなのか、どうあるべきなのかっていうのはですね、意見を聞きながら、町の方向性を生み出してまいりたいと考えております。

○委員長（東口隆弘） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 第6期総合計画の中の町民のアンケート、アイディア等の中で協働のまちづくりということで地域コミュニティっていう部分で、23件の件数がありました。公区長活動の見直し、活性化っていう、町民が交流できる場の確保というところで、23件なんですけれども、やはりこの地域コミュニティっていうのはこれから十分、大事な部分でございまして、いろんな部分で皆さん関心持っているところから、しっかりした町の将来を考えた上で、町内会の移行も含めた中で考えていっていただきたいと思います。以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はございませんか。

小川委員。

○委員（小川純文） まず、会計年度任用職員の関係でこれが総務省の通達の中で、変わっ

ていくと。総務省の指示ですから、これはもう法改正でありますから、地方公務員法が絡んできますから、これはしょうがないと、やっていかなければならない。先般も総務文教常任委員会の所管事務調査の中で、これによる臨時職員ですか、年度内任用職員の関係で人件費のほうも非常に費用としてはあがる。まあ、それだけ職員としても手厚いシステムができてきたという反面、人件費というものも非常に、当初は2億くらいと言っていましたけれども、それも若干は圧縮されるようでありますけれども、前回の説明のときには、国で指針をだしてきて、国で費用があがることはわかっているんだけど、財政措置の中ではまだ全く見えていないという状況でありましたけれども、もうこれから新年度予算を組む時期でございます。その中で、その後、この国の費用、要するに地方交付税に対する補填措置等の状況が少しは見えてきたのかどうか。まず、この費用についての件とあわせて、今、ちょっと藤谷委員からも81号の関係でご質問があったんですけれども、この公区制度の関係につきましては、以前も今年の6月にもたぶん芳滝議員の一般質問の中で公区制度、町内会制度、今の住民と行政の関わりについて、いろんな先ほどの事務要件、いろんな公区長としての職務のお話がでていましたけれども、そこら辺の委託の関係、取り扱いの関係、今後についてどう考えるんだというご質問が、その前のときにも、その1年前くらいにも、同じく町内会、公区制度に対する質問があったと思います。まあ、検討するというご答弁でありましたけれども、その検討結果をまずは、検討結果の流れをご説明いただければなというふうに思います。まずこの2点からお願いします。

○委員長（東口隆弘） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 会計年度の任用職員の人件費の関係でございますけれども、今年度の今の臨時職員の人件費につきましては、約6億4千万という数字でございますが、それを令和2年度において給料の方を推定してみますと、新たな給料の格付け、それから期末手当の増ということで一応、金額としては7億3千万円程度、8,600万円ほどの増となるんじゃないかということでは来年度については、そういう考えなんです、またですね、令和3年度以降においてはですね、給料は当然、昇給も今後でできます。また、フルタイム職員の共済加入、退職手当の事業者負担などが今度、出てきますので、そういったことをトータル的に総合的に考えて試算してみますと、おおよそですね、人件費としての影響額としては約1億1千万円程度というような試算となっております。

先ほど申しましたですね、令和2年度についてはですね、先ほど申しましたとおり、8,600万円の増、それから令和3年度については1億5千万の増、それから、令和4年度については2,300万円の増っていうことになりまして、実際ですね、令和3年度については、退職手当等の遡求措置が取られまして、退職手当等は一応、2年度からかかるものでありますけれども、令和3年度に2年度分、3年度分ってような請求がくるものですからそういった金額の増というふうになります。先ほど申したとおりですね、全体的に考えたときにですね、その影響額というところでは、約1億1千万円というような影響額になるであろうというように推定しております。

○委員長（東口隆弘） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、課長からお話のあった影響額の話ですけれども、今、課長から話があったように、最後の1億1千万の意味でございますけれども、平年ベースに

直した段階においては1億1千万。これは令和2年に比べ令和4年以降ですね、については1億1千万、令和2年度に比べ令和4年については、令和4年度が平年ベースになるんですね。令和1年は退手とかそういうものが入っていませんので、8,600万円くらい。そして、令和3年度は退手とか共済組合に入るんですけれども、令和3年。違いますね。私、1年ずれてました。すいません。令和元年に比べです。令和2年の影響額が8,600万円。令和2年度。ごめんなさいね。申し訳ありません。令和2年度が8,600万、令和3年度については退職手当とか共済組合とかが入ってきて、退手については1年以上働いている者がかかるということで、それについては2年分払わなければならないっていうふうになりますので、1億5,300万円ほど。そして、令和4年度になりますと、平年ベースになってきますから、そうすると令和元年に比べて、1億1千万くらい増になると。

それで、この財源措置について小川委員さんからお話ありましたけれども、私どももこの財源措置については地方財政措置していただきたいということで、地方団体を通じて国のほうには申し上げている部分ではございますけれども、現段階においてはですね、まだ地方財政措置の概要がはっきりと見えていないところでございます。引き続き、国のこの制度に基づいて新しくなるということ、また、地方自治体においては相当の負担が増えてくるだろうといったところにおいてはしっかりとこの制度を根付かせるために、国においての地方財政措置を望んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（東口隆弘） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） ご質問の2点目について、お答えをさせていただきます。委員おっしゃっていただいたとおり、2回、6月の定例会から行政区における課題についてということでご質問をいただきました。その際には、内容的には、町内会の役員のなり手不足ですとか、いわゆる地域の活性化、そういった課題があることに対してということで、協働のまちづくり支援事業の検討委員会、公区長さん12名で構成している検討委員会でございますが、この中で検討していきたいということでお答えをしているところでございます。その後、7月、公区長会議などでもこういった各地域での課題、そういったことについてもご質問をいただいていたこともありまして、含めましてですね、9月、第3回の定例会におきまして検討委員会で、さらに検討を深めていくということで、旅費、費用弁償のほうを補正をさせていただいたところでございます。今後になりますけれども、11月に先に1回目の検討委員会を行った中でこういった地域課題について情報提供するとともに今後、年度内にですね、あと約3回ほど検討、近隣市町村のですね、先行的な取組をしている他の自治体、そういったところとの意見交換を含めてですね、こういった地域課題の改善に向けて検討していくということを確認したところでございます。今後、年度内に検討委員会の中で、また議論をさせていただきたいということで確認をしているところでございます。以上です。

○委員長（東口隆弘） 小川委員。

○委員（小川純文） まず、年度内職員の給与の関係でございまして、今の説明でもなかなか内容が難しいようでございまして、例えば、フルタイムのほうの関係でいきますと、今までは臨時職員の関係は昇給っていうのが非常にそういうのはなかったルールでございまして、今後は5回に限り、要するに5年間ですか。まあ、それも勤務状況に

よりということが入っているみたいではありますが、昇給制度もある。2年目以降は、退職金手当の加入条件も揃うということで、年度、年度によっていろんな体系が付与されるものですから、先ほど山岸部長からも説明あったとおり2年目で大きくなって、3年目はそう大きくならないんだということでもありますけれども、どちらにしてもやはり総額で約2割程度の費用が増大するということは、これは本当に非常に町の財政の中においても、非常に厳しい状況の中で、職員費だけでこれだけかかるっていうのは、逆を言えば、本当に何か削っていかなきゃならないということにもなりますんで、本当にこう、総体的な予算の見直しというものにも影響するのか、いや、このくらいであればうちの町の財政力では全然大丈夫だと言えるのか、まあ、そこら辺の現段階としての見方っていうものも認識っていうものも、できればお聞かせ願いたいところでございます。

また、これに関しまして、このやはりもう少し、分かりやすい説明資料、1年目がこうなって、2年目がこうなるっていうものを示さないと説明側でもちょっと混乱しているようでございますので、これはできれば細かい説明資料等が、やっぱりあったほうが見ながら、同じく認識をしてこれに取り組んでいけるということになると思いますんで、できればそこら辺の検討もいただきたいなというふうに思います。

また、81号の関係につきましては、これ、法的措置の回避による今回の制度変更というかたちが主にきているんでないかな。要するに地方公務員法の改正でございますよね。そこで、厳格化されて法律違反になるから、公区長とは呼べない。だけど、名前だけは呼称は公区長を残す。これ、なかなか難しいかたちだと思います。この改正についてきのう、きょう、言われたわけでなくて、これも1年前以上から、こういうふうに変わるよということは1年以上前から言われていたように思いますけれども、ただ、まあ内容が見えてこなかったというのもあるかもしれないんですけども、あまりにもこう、条例改正をする、まあ、条例改正をしないとこう法的違反になってしまいますので、しょうがないんでありますけれども、ちょっと対策が取られていないっていうか、先ほど検討も今、はじめた状況というところでございますけれども、先ほど、おおむね3年とも言っていましたけれども、やはりそこら辺は本当に今後、どうしていくのか、もう少し明確なビジョン等なりを持って進まない、今回の法的措置を回避する部分は、しょうがない点かなとは思いますが、最初に山岸部長が言われたとおり昭和32年の成立ですから、これ、条例が。60年は経っているということで、やっぱり一つの過渡期にきているっていう部分もあるのかなとは思いますが、そういう点についての考え方をちょっといただければと思います。

○委員長（東口隆弘） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 4点ほどございますので、私のほうからまとめてご答弁させていただきます。はじめに今回の制度改正による財政的な影響で私、先ほど申し上げましたように令和1年に比べて例年ベース、令和4年以降については1億1千万ほどの影響があるということに対する、財政に対するご心配っていうふうに伺っております。私どももですね、これ、人件費としてですね、そのまま積みあがっていくものでございますから、その今回の制度による負担っていうのは、相当これは大きいだろうと。いわゆる事務的経費としてですね、今後、ずっとこれはかかっていくものであり、かつ、今までは昇給って

いうのがなかったという部分、それについては、大体の職で5年ほどの昇給が、制度が出来上がった。また、ボーナス、期末手当でございすけれども、期末手当も国の制度によると2.6か月分を標準としなさいということでございすので、同じく私どものほうも2.6か月分の期末手当を今、決定したという考え方でいす。それらを含めるとです、本当に大きい負担になりです、今後、その確かに大きな負担になりますけれども、これは人件費として負担にはなるんですけれども、それが町民生活のその事業にです、これは影響しては、身も蓋もないだろうというふうには思ひます。そういう面においてはです、内部の例えば、職員一人ひとりの時間外に関する時間外手当、一つとってもです、時間外を少しでも減らしていくだとか、需用費、物件費なんかもです、それも見直していくだとか、そういう面で財源を見出しながら、事業を進めていくということがこれは絶対、必要なことであろうということで、今後、予算これから、予算の時期になりますんで、それら厳しく査定だとかです、査定とならびに職員には、お話ししていかなければならない部分だというふうに思ひておひます。

それと、この昇給等に関して確かにわかりにくい制度となっております。例を申し上げて、本当は表でです、皆さま方に、委員の皆さま方にお知らせすることが大変良いのかなというふうに思ひますので、お許しただければです、次の会議の時にです、全部の職になりますと63職がございすので、それ全てになると大変です、代表的な例えば、事務的なやつだとか、保育士だとか、そういう代表的な部分だけでもです、このような給与の位置付けになりますというものをお示しさせていただければと思ひます。

3点目の公区に関する、この時期になったのは何なのかということだというふうに思ひますけれども、確かに法律自体は先ほど私、申し上げましたように、29年の5月にです、なります。ですが、詳細が出てきたのがです、マニュアルによりますと30年の11月に出てまいりまして、それ以降、私どももこの制度、大変複雑な制度になっているものから、専門の業者等に委託しまして、その委託業者と常に連絡取り合いながら、制度の設計っていうのを進めてまいりました。その中で、そこには弁護士さんがいらっしてです、この制度に対すること、特に私どもの公区長においては、何とか今のかたちでできないのかどうかといったところの確認だとかそういうのを含めて、いろいろと協議した結果、このような時期になってきたと。説明も含めてです、そういう時期になってきたということでございすんで、ご理解いただきたいというふうに思ひます。

ただ、今後については、先ほど住民福祉部長からもお話ししましたように、公区制度っていうのは住民自治の基本でございす。そういう点から考えますと慎重にかつ、よく住民の皆さま方と意見交換をする時間はやはり重要であろうと。そして、それが最も大切なことなのかなと。先ほど住民福祉部長からも話しましたが、忠類地域の公区長の代表さんの話のことであれば、今の公区制度が一番いいですよという立場の方もいらっしてすし、また、やや、もうこの時代になって行政がその舵取りをするのではなくて、住民自らがやっていくことがいいんでないかというそういう意見も両極にあるっていうのが、私ども把握しているところでございす。そういうことを、いろんな意見があるかというふうに思ひますんで、本町におけるこの62年くらい及ぶこの制度でございすから、十分にです、住民の皆さん、また公区長の皆さんと意見交換をしながら3年程度を目途

にこの制度のあり方をしっかりと議論し、新たな、新たなと言うんでしょうか。どういう、本町における地域自治組織のあり方が良いのかということをお示しできればというふうに考えているところでございます。

○委員長（東口隆弘） ただ今執行部より会計年度職員の資料について、提供の話がありました。当委員会といたしましては、資料を要求してよろしいでしょうか。

○委員（中橋友子） 私も一緒に資料ほしいのがあります。いいですか。実は11月6日のときにちょっと関連してくるんですけども、新年度から会計任用職員になる人数が示されましたよね。その時に各職種の中で、どの職種で何人になるんだって質問をしたんですけども、うやむやになっちゃって、わからなかったんです。それで、あわせて今の関連の資料になるんじゃないかと思いますので、あわせて、どこの職種で何人、今回、会計任用職員になっていくかっていうのをあわせて、資料としていただきたいと思います。

○委員長（東口隆弘） ただ今、中橋委員より各部署の任用職員の人数についての資料提供の要求がありました。その資料について、執行部に請求をするということによろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（東口隆弘） それではこの2点について、資料要求をしますので、よろしくご配慮をお願いします。

○委員長（東口隆弘） それでは、ほかに質疑はございませんか。

小川委員。

○委員（小川純文） 費用増大については、業務効率を、要するに、臨時職員から今度はもうフルタイムということで、職員と本当に同等の戦力拡大という、今度は状況になるんじゃないかと思うんじゃないかと思えますんで、本当に日常経費の削減に努めることが、現場でもカバーできる部分もあるかなと思いますので、そこら辺の効率、運用の中でできるだけ、ほかのものに影響でないように財政的運営努力していただきたいというのと、今、いろいろ検討、協働のまちづくり代表者会議も会議の予算をとっているということでありますけれども、やはり、これは大きな変革であり、公区長制度をやめれということでもないし、町内会制度が絶対良いということでもない。いろんな角度から協議、論議を提案していったって、やっぱりいろんな理解をいただかないと、いじれない、変えれない制度だと思います。ですからこそ、逆に言えばそれに向けてのもう少し内容的なプロセスも早急にやっぱり吟味いただいて、おおむね3年の目途という中身がどうなのか、こういう論議を重ねてこの制度を充実していくんだというものをやっぱり早急に作り上げた中での検討をより拡大、進めていっていただきたいと思えますし、そういうプロセスをできれば今後、お示しをいただければ、一番わかりやすく論議が進めていけるのではないかなというふうに思いますので、その点についても協議を願いたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 答弁をお願いいたします。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今、小川委員がおっしゃっていただいたとおりですね、しっかりした議論、意見聴取しなければならないということでもありますので、ちゃんとした、しっかりとしたスケジュール間、こういったものを作り上げて、そういった目標に向かっ

てどういったことをやるかっていうことはですね、今後、内部検討を行いましてお示しさせていただきますと考えています。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 私も81号に関わって、お尋ねしたいことがあるんですけども、先に全体の会計任用職員の確認も含めて、質問していきたいと思います。ずっとね、幕別町の臨時職員の待遇改善っていう点でこれまで、議会で度々、求めてまいりました。今回は、その臨時職員の全員ではありませんけれども、会計年度任用職員になることによって、期末手当があたりとか諸手当の関係で改善されるという点では前進であるというふうには思います。ただ、ただですね、やはり、有期雇用であるということには変わりありません。職員の皆さんが一番不安に思うことは、来年も仕事が続いていくのかという、ここがあるわけですけども、確かに経験年数も加味され、5年まではあがっていくよっていうことを言いながら、そういう制度にしながらも毎年、毎年、雇用が切られていくということには変わりないと思います。こういう点ではやっぱり一歩踏み出しましたけれども、さらにもっとそういう点での不安を解消する努力というのは、町としては日常、行政業務をしつかりやっていたいただいているわけですから、対応する必要があると思います。

そういう視点に立ってですね、まず質問の1点目なんですけれども、今回、議案のページ数では7ページ。なかなか、臨時職員でも例えば、保育士なんかそうなんです、募集しても募集しても集まらないという問題があると思います。で、ここでは採用が困難と認められる職については、給料表の号給の範囲に加味していきますよ、加算していきますよってことなんですけれどもね、これ、やはり他町と比べて条件の良いところに流れるっていうのが、当たり前のことだと思います。これ、なんていうんでしょうかね、5年で打ち切りますけれども、他町は全部5年なんですか。もっと条件の良いところが出てきたら、流れてしまうっていうのか特にこの困難職では考えられるんですけど、心配ないでしょうか。これ一つです。

もう一つ、これ、説明資料では5ページの制度概要の中の社会保険等の2番目に2年目以降は地方公務員共済組合に適用されるということでありました。先ほどの説明の中で、産休のことなんですけれどもね、子育て支援頑張っていただきたいというのがあるものですから、無給で産休はとれるというふうに抑えたんですけども、いいですよ。その無給ではあるけれども、産休期間の間はいわゆる、継続、勤務した年数とみなして、次の雇用に加味していくということになるのかどうかということと、2年目以降、産休とった方が、雇用された場合に産休が例えば、産前産後6カ月間、8週間、8週間ですね。それを超えた場合にその扱いがどうなるのか。で、2年目以降、この共済組合が適用されていくのであれば産休についても有給の方向に見いだせないのかどうか伺いたいと思います。

三つ目ですけども、定数変わりました、職員定数がですね、今回の会計によって212人から220人になりました。これあの、私職員の方も今回のいろんなことをみても本当に忙しいと思うんです。それでですね、この町長の事務部局職員220人の中には、再任用の職員の方たちが入ってられると思うんです。この割合、本年度で結構ですから示してください。

81号のほうに入ります。いいですか。81号なんです、公区長制度についての不安、問

題点含めて、藤谷委員、小川委員から出されました。私も同じ思いを持っています。11月6日のときに説明資料だけいただいたんですね。説明はなかったんですけども。そのときの資料では公区長につきましては、これまでの特別公務員っていう任用は出来ないので、委託または有償ボランティアを検討ということでありました。この検討状況について、示していただきたい。

そしてですね、先ほどからありますように62年間続いてきた公区制度であります。これが、変わるということになれば、私も変えなきゃならないと自分では思っています。しかし、住民合意がなかったら、なかなか、ならない中でですね、公区長会議のときに説明された資料を見ますといわゆる、その職務ですね、町からやっていただきたい職務はわかるんですけども、服務規程のところがこれまでは法令、条例等の規定の順守、信用失墜行為の禁止、守秘義務ということが規定されておりました。これ全く無くなるんですね。それで、これまでの公区によって違うと思いますけれども、守秘義務にあたるような資料っていうのはどのくらい渡されているのか。これから、それはどうするのか。服務規程、全部外されるわけですからね。住民の漏れてほしくない、そういった情報についてどう扱われるのか。

それとですね、お金の出し方もやっぱりいずいと思います。私人に対してね、そのお金を出すってことはこれまでも確かにあります。いろんな団体、町として出してきてますけどね。公区のね、運営費っていうことになりますよね。けど、公区の運営費ということになれば、ここに報酬相当額を加算って、金額的にはね、全然変わりませんし、私もずっと保障される、今の時点ではですよ、保障されるべきだとは思いますが、その公区によって支払われる先が公区長であったり、その公区の預金通帳であったり会計担当者であったりということによって変わってくるわけですよ。公金でありますから、それは、先ほど藤谷議員が契約についてはどうなんだっていうことを言ってもらえますけれどもね、恐らく昨日も別件で議論もしたんですけども、公区長なんか報酬があたるとこれ、収入ですから確定申告などにもでてきますよね。そういった場合にこれ、どんなふうに扱われていくのか。ただ、2段構えですよっていうことでは済まないんじゃないかと思うんです。その辺の整理、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 最初に会計年度任用職員の昇給の、うちで言ったら5年というところがございますけれども、これについては他町村の状況は把握して決めたというところもございます。例えば、保育士でいきますと音更町であれば7年、それから芽室町であれば3年というような決めで、それぞれの町によって考え方っていうのはあるということでございます。本町においてはその中間をとったわけではないんですけども、一応全体的には5年という、かたちで決めさせていただいております。それから、産休の関係でございまして。産休につきましては、基本的には職員と同じ考え方でございまして、実質的には会計年度の任用職員の場合は同一年度の任用ということになりますので、これが1年以上の任用が当然、必要ということになります。また、子がですね1歳半になるまでの期間、これはやはり産休がとることができるというようなこともありまして、その期間、産休をとられたとしてもそれについては、その雇用しているという期間に含むというようなこと

でございます。それから、再任用の職員でございますけれども、7名でございます。

○委員長（東口隆弘） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） まず1点目のそれぞれ選択肢がある中での検討状況でございますが、まず、選択肢として身分が非常勤の特別職からいわゆる私人になるところで、選択肢としては委託、それから有償ボランティアとしての謝礼、報奨金あるいは自治会等に対する補助金ということではいわゆる交付金ということで、示されているものがある、いわゆる、三つの選択肢の一つとして示されているというところでございます。それぞれについて、いわゆる、メリット・デメリットについて一定の整理をした中で、最終的に今回、提案をさせていただいているかたちになっておりますけれども、例えば、委託を選択しようとしたときにはですね、当然、業務が明確になって、いわゆる契約行為によって実際のお願いしていることが進むということでは用務の履行がいわゆる担保できるということがメリットではありますけれども、その反面、いわゆる先ほども触れましたけれどもそれぞれ、113ある行政区それぞれのいわゆる代表者の方と委託契約、契約を交わすようなかたちになります。さらには契約に至る前には、その委託料の積算をしなければならないと。これまで担っていたお願いする事務、これを委託料とするときに積算ですね、これが非常に難しいというふうに考えております。さらに、契約になれば当然、契約の相手方となります公区長さんのほうにもいわゆる瑕疵責任ですとか、そういった賠償責任ですとかそういった責任ということも契約に伴って発生してくるということから考えて、委託料というかたちはどうなのかっていうことがまずありました。それから謝礼について申し上げますと、一定の業務の遂行は図れますが、明確にいうと業務の履行というものがいわゆる謝礼なので、確実なと言いますか、業務のような履行というものが担保できないという性質のものになります。それから最後、いわゆる運営交付金と、交付金というかたちですけども、先ほどもありましたけれども、いわゆる委託料、委託というかたちでの支出がそういったデメリットがあると、委託料で出す場合には、先ほど言った契約行為ですとか、委託料の積算が非常に難しいと、あるいは担っていた方に一定の責任も伴ってくると、こういったことから委託料というかたちでの支出はいかがなものかというところも、そういったことを総合的に検討した中で、今回、提案させております交付金というかたちで整理をさせていただいたところであります。

それから2点目、守秘義務。これまでの服務規程については、身分がいわゆる今までの地方公務員非常勤特別職から私人になるというところでは一定の服務規程がなくなります。ただ、ご心配いただいております守秘義務と言いますか、これについては身分が私人になっても個人情報の保護という観点では公区なり公区長さんが知り得た情報というのは当然、外には出してはいけないという個人情報の保護条例の適用を受けることで、守られる、守っていただかなければならないということは残っていきます。

○委員長（東口隆弘） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 最後、税の話だったかと思います。要は、所得になるんじゃないかっていう話だったというふうに思います。交付金の場合にはですね、税法上は一時所得に該当いたしまして、一時所得として収入になります。ただ、一時所得については、特別控除額がありまして、特別控除額が50万円ございますので、その特別控除額50万円を

差し引いた残った額が純粋な所得と、ただ、それを2分の1するということになりますので、結果、給与所得・年金所得等、給与所得の400万以下でかつ所得の合計額が20万未満の場合については、確定申告の必要性がございませんので、それに当てはまる場合は確定申告はしなくていいと、ただ、自分の収入、これはいろんな収入がある場合、雑所得だとかですね、ほかの収入がある場合は、その場合によっては確定申告して納税していただくということになりますけれども、基本的に委託料なんかで、交付金としてもらった部分だけで言うとたぶん税は、かかなくなるかなというふうに思います。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） いくつか抜けているところもありますのでね、確認も含めて、会計年度任用職員の産休の関係なんですけれども、その無給でとれることができるということですが、その2年目の共済の対象になったときにもやっぱり無給なんだろうかっていう、それは変わらないんですか。関係ないんですか。共済の適用になっても。

それとですね、どのくらいの、今、81の方なんですけれども、どのくらいのその個人情報、各公区に渡っていますかっていうところもお答えがなかったんですが、答えていただきたいんですけどね。私も今回は、出発点が、地方自治法の改正によってうちの町が変えなければいけないということですから、ある意味やむを得ないやり方だったんだろうなというふうには思うんです。でも、期間があまりにも先ほど答えにもありましたようにあまりにも短くて、国のやり方も乱暴ですよ。そんな詳細が今年の11月なんて言ったら、1年ないじゃないですか。そんなところでこんな大事なところを全部変えて決めるっていうようなやり方っていうのは本当に乱暴だなんて正直思います。でも、そうであっても、お答えの中にありましたように、この公区のあり方、町内会と公区との住み分けがつかない、あるいは加入率がだんだん下がっていつている、それから公区長のなり手がいない。これらの問題は随時、6期総のときであるとか、一般質問であるとか、予特、決特のときであるとかって議論になってきた課題でしたよね。ですから、やっぱり問題がずっと継続していたわけですから、議会も含めてね、理事者も3年間でやるっていうことでありますけれども、本当に集中してね、この問題を集中して、改善に向ける必要があると思うんです。それは、私たち議会にも責任があると思います。だから、議会は議会で、これは全然、自分の考えですけどもね、集中して、この問題についてきちっと、住民の声を集約しながら、どういう方向が良いのかっていうことをやっぱり見出していく必要あると思うんですよ。それと同時に、やっぱりあの理事者側は本当に住民の方を交えて、そのやっていくっていう点での不足がね、不足って言っちゃっていいですか。今回、その11月の行政区長の説明会の中のときに行政区そのままでいいよっていう忠類方たちなんかは、別かもしてませんけれども、やっぱり、でてるわけですから、そういうことはやっぱり敏感に受け止めてね、行政と議会側となんていうんですか、お互いにしっかりとこの問題ね、取り組んでどこの町よりも良い結論を出していくというときにきているんだろうなというふうには思うんですよ。私、この際、この60年間も変わらなかった公区のその条例の根拠ってなんだって聞いて来られた方もいたもんですからね、調べてみたんです。そしたら、あれなんですよ、公区長制度っていうのが、昭和32年に制度として設けられていますけれども、これ、釈迦に説法でごめんなさい。その前は部長制度っていうのだったんですね。幕別町

が誕生して、いろんなことが整理されていって公区長制度までにはなっていくんですけどね、村制ができたときに村として幕別村が出発したときに、議会も作られていくんですけども、地域に部長制度っていうのが作られて、そこが統括していたんですね。これ、幕別町の百年史から拾ったんですけども、そして、その部長の前はね、組長だったんです。組長、部長、公区長っていうふうになってきているんですね。それぞれの時代をきちっと住民自治を築くための役割をやっぱり果たしてきてるんですよ。私、公区長制度もね、ここまできましたけどね、果たしてきたと思うんです。いろいろありますけれどもね、これだけ、2万7千人の町になって、いろいろありますけれども、お知らせ、広報きちっと届けるとか、それからアンケート調査するとか、公区長会議するとかね、やっぱりそういう点ではね、本当に、役割果たしてきた制度だと思うんです。ただ、ただ、市街地が大きくなっていく中で、その町内会っていうのに馴染んで育ってきた人たち、あるいはそういう地域で生きてこられた方たちが改めてこの町に住んだときにね、公区制度っていうのが理解できない、あるいは町内会っていうのであれば親睦組織だからよかったのにとかっていうのは、当然やっぱりできてくることですよ。だから、今のこの時点に立ってこれらの問題を整理してやっていただけるってことでありますからね、本当にお互いに力合わせて、公区の問題は、幕別町の根底になる住民自治活動をどう生かすかってね、どう発展させていただくかっていう。で、どう若い人も含めて入っていただけるかという点でのね、しっかりとした方向性ね、研究、そして作り上げるということをやっていくべきだと思いますし、やらなければならないとも思っています。

で、漏れた質問についてお答えいただけますか。

○委員長（東口隆弘） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 産休についてでございますが、任用がですね、継続しているということが、明確であれば、今、入っている共済の資格は、喪失しないということになっていきますので、それは継続されるということになります。あくまでも無給でございまして、有給にはならないです。

○委員（中橋友子） 共済から出ないんですか。

○委員長（東口隆弘） どうもそのようですけど。

○委員（中橋友子） 本当にそうなんですか。共済ってそうなんですか。

○委員長（東口隆弘） 暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（東口隆弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（新居友敬） あくまでもこれ、産休についてですね。無給の休暇でございますので、それが、言ってみれば、年度またがっていったとしてもですね、在籍は当然ある。在籍はされるってことになりますけども、その分は無給扱いってことになりまして、これには共済からも何もないっていうような状況になると思います。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 普通、職員の方は共済に入っていましたら、補償されていきますよね。違いますか。あの、傷病手当だとかとそういうものと同じように補償されるんじゃないか

なと思うんだけど、補償されないんですか。じゃあ、調べてください。委員長、調べたあとでいいです。

○委員長（東口隆弘） 産休についての任用職員のことについて、給料については、調査をお願いをしたいのですが、いいですか。お願いします。

それでは中橋委員の2点目の質問に答弁をお願いします。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 各公区における住民情報ということで、毎年、あくまで申し出あったところでありましても、住民基本台帳法に基づいて、住民票台帳を閲覧していただいて、各地域の転入者、転出者、こうったことを確認していただいているところがあります。また、こちらでの文書と言いますか、そういった面で行きますと、災害に関する部分で、避難行動要支援者名簿、これはですね、あくまでも障がい者や要介護認定者の方の同意が得られた方について、名簿を各公区長にお渡ししていると。これについてもですね、平成27年の個人情報保護法の改正に伴いまして、それまでは5千人以下のですね、町内会については、個人情報の保護は適用されなかったんですけど、今、全ての町内会が個人情報保護法の適用をされるということになりますので、全てこの法律の下にですね、遵守していただきながら、個人情報を取り扱っていただくというふうになっております。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 個人情報保護法はいわゆる公区長であろうが、私、個人であろうがみんなに課せられている義務でありますよね。ですから、今までのように服務規程として、守秘義務というようなこととは、やはり違ってくると思うんです。それはね、なったださる人の解釈だとか判断によって、いろいろだと思うんですけどね、やっぱりその住民の転入あるいは転出っていうふうになるとこの社会情勢の中でそういうことを知られたくないっていうようなね、状況っていうのは、こんにちの様々な犯罪等も含めてみると当たり前ですよ。だけど、それ公区長さん持っているということがわかっていてね。でも、個人情報保護法だから、絶対そこには出さないぞというふうに、あったとしても、この服務規程ということからは外れるわけですから、そこはね、やっぱり、弱くなるって言いますかね、縛りはなくなってくると思うです。個人以外は。その辺はやっぱり住民を守るっていう点では町としてはやはり注意していく必要があるんだと思うんで、もう今回、しょうがないですからね。これ、ここで走るのは。しょうがないんだけど、やっぱり私は、注意していく必要があるんだと思うですよ。で、災害に関わってはこれは、お互いに町内会の班体制の中で、どこにその足の悪いおばあちゃんがいてとかね、車椅子の方がいてっていうのが、お互いにコミュニケーションの中で気づかれているところが多いので、それはそれで、きちっと生かされると思うんですけど、この転出、転入、全て渡されているということであれば、なおのこと、全てではないんですか。じゃあ、渡されているところもあるということであれば、なおのこと、そこに特段の注意を払っていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） これまでもですね、行政区設置条例の中で、公区長として位置付けをしているときにも公区長は、非常勤特別職として位置付けをしておりますから、地方公

務員法は適用されないんですよ。なもんですから、幕別町にあっては平成23年に行政区設置条例施行規則を定めた際にですね、規則の中で公区長の服務というのを謳いました。しかしながら、そこには罰則規定が当然、規則ですから設けられません。一般職の我々と異なるのは、我々がそういった非違行為等を行った場合には懲戒処分の対象になりますけれども、元々、特別職には地方公務員法が適用されませんから、状態としては法律上のその何て言いましょうか、効果としては、変わりはないわけです。ただ、これは当然ですね、公務員としての公区長さんでなくなりますけれども、その取扱いについては十分、留意していただきたいということは、これからも当然申し添えていかなければならないと感じております。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 先ほど、一方的に意見を言ってしまったけれども、罰則がないだけに心配だというのは、今までもそういう状態であったということではありますけれども、しかし、公人というふうに謳われて、服務規程もありますよってということがやっぱり規則で謳われているのと、全く私人ですよってというのは、おんなじ話になっちゃうんですけどね、受け止め違いますから、しっかりと取り組んでいただいて、法律に反しない運営になるように求めたいと思います。繰り返しますが、公区、町内会のあり方等については、3年という年限を言われましたけれども、本当に早急に手をかけていただくことと議会もしっかりと、みんなで相談し合う環境ができたというふうに思っています。以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はありませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 会計年度任用職員のところで確認をさせていただきたいのですが、先ほど小川委員の方から、財政負担が大きいというところで、数字お聞きしまして、さらに心配が増したところなんですけれども、国の法律にある程度、準じてこの条例を組み立てられたと思うんですけれども、先ほど期末手当2.6か月分、国の指針どおりに出すといった話もあったんですけれども、自治体の判断、裁量で決めることができるようなところは、これはないんでしょうか。圧縮、削減できるような、各種手当等々、そういったものは実際ないんでしょうか。お伺いします。

○委員長（東口隆弘） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今回の会計年度任用職員については、事務処理マニュアルということで、総務省の自治行政局から出ているものをベースに私どもは先ほど作ったという答弁をさせていただいています。委員、おっしゃるとおりですね、あくまでもいろんな国からでている部分は地方自治法245条に基づく技術的助言の範疇でございますので、そういうことから考えたら、各自治体ですね、定めてもよいというのが答えでございます。ただし、その際、やはり自治体としてはやはりリスクを負っていかなければならないと言いますのは、やはり極端に低い給料なり、他の市町村からみて、見劣りした制度を作った際にですね、本当にこう、そこで働いてくれるという人が集まるのかどうかということもこれは十分考えなければなりません。やはり、行政を運営している中、私ども正規職員では240人ほどなんですけれども、臨時職員では350人くらいいらっしゃいます。正規職員の倍以上、臨職がいる。その中で、幕別町の行政がまわしているということ、この実態を踏ま

えた中で、この新たな制度ですね。どういうふうに取り上げ、安定的にやはり職員を確保できるかということも両にらみで、ですね、やっていかなければならないことであるということから、今回は、国の準則をベースにしながら、プラス本町としてやれることとやれないこと、ここは整理したつもりでございます。

○委員長（東口隆弘） 小島委員。

○委員（小島智恵） 整理はされたということなんですけれども、先の所管事務調査でも、国の方に求めているけれども答えがないということで丸々、町の負担になる可能性があるという財政的なところで、全て町の負担になるかもしれないといった話もありまして、そうすると町民の税負担に、そういったとこまで、かかってくる可能性だって当然あるわけですから、できるだけ努力できる、いじれるところは、圧縮できるところはいじっていただければありがたいなというふうに思っているんですけれども。努力していただきたいと求めたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 部長の答弁の繰り返しになりますけれども、この現下のその働き手がどんどん少なくなっていく中、それから、これまで地方公務を担っていただいて、なかなか自治体によって雇用条件が異なっている状況を鑑みて、国が一律の考え方を示して、標準ですね、を示して、その標準に基づいて各自治体がそれぞれ管内、我々で言えば芽室ですとか、音更さんですとかの条件をお聞きした中で、もっともっと良い条件のともありますけれども、落ち着いたわけでありますので、これ以上、その、もうご提案しておりますので、この内容で私たちとしては、進めさせていただきたいという考えであります。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑がございませんので、議案第78号から議案第81号までの4議件に対する質疑は、以上で終了いたします。

説明員の方はどうもありがとうございます。ここで、説明員の交代のため、暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（東口隆弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に議案第88号、指定管理者の指定についてを議題といたします。町側からの説明を求めます。

○委員長（東口隆弘） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 議案第88号、指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。議案書は39ページ、議案説明資料は54ページをお開きください。

先の本会議において、副町長から指定管理者の指定についての説明がありましたので、私からは、お手元に配布の資料、幕別町百年記念ホール、指定管理者応募提案書により説明させていただきます。

まず、はじめに、このたびの指定管理に当たりまして、前回と比べて変更した主な点についてご説明させていただきます。

1点目は、職員体制についてであります。これまで、5名以上の常勤者としていたものを、現在の実態や勤務体制を踏まえまして、6名以上の常勤者と改めたところであります。

2点目は、これまで芸術鑑賞事業につきましては、芸術・文化公演事業交付金として、町から別途予算措置をして実施いただいていたところですが、今回からは、指定管理料に芸術鑑賞事業加算額として財源を算入し、指定管理業務の中で芸術鑑賞事業を行っていただくこととして改めたところであります。このため、指定管理料の基準額につきましては、今ご説明しました芸術鑑賞事業加算を項目に加えるとともに、燃料単価、労務単価の変動やこれまでの経費実績を踏まえて算出したところであります。また、指定期間につきましては、文化振興は長期的な視野と展開が必要であり、それに関わるスタッフなどの人材育成には相当程度の期間を要することや、雇用の安定にも寄与すること、そして、百年記念ホールの更なる魅力向上のための投資がしやすい条件づくりの設定という考え方から、これまでと同様に7年間としたところであります。

それでは、お手元に配布いたしました資料に基づき、指定管理者の候補者であります特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場から提案された事業計画の概要等について、ご説明させていただきます。資料につきましては、まくべつ町民芸術劇場から提出されました応募提案書となっております。

ページをめくっていただきまして、はじめに、運営管理の考え方と体制についてであります。すべては幕別愛が行動するをスローガンに掲げ、第6期幕別町総合計画に沿って、指定管理者としての役割を認識し、町民自らが管理・運営にあたるという法人の精神的支柱を表したものとなっております。

4ページをご覧ください。企画運営業務についてであります。全ての企画におきまして、5ページにまたがりますが、黒丸の7つの項目をポイントとしております。これまで町、教育委員会、NPO法人が一体となって作り上げてきた百年記念ホールという名のブランドと、これまで広げてきたネットワークを更に磨き上げ、幅広い情報を生かし、人材育成に努めるとともに子育て世代にも対応した事業の展開を実施していくといった内容であります。

5ページ、下段の(2)芸術鑑賞事業の企画内容ですが、町民芸術劇場として開館以来23年にわたり、音楽・演劇など様々な鑑賞機会を提供しており、その経験から得たノウハウと、独自のネットワークを活用して、引き続き年間20から30本の公演事業を会員参画のもと、様々な角度、ジャンルから提供するというものであります。

6ページになります。(3)生涯学習講座の企画内容では、まちづくりの力となるグループ育成のための学習メニューの企画や活動の支援、さらには、この間、目標としてきた、きっかけづくりを継続しつつ、入門重視の内容から一步踏み込んだ企画を目指し、次のステップへ踏み出していくというものであります。いずれの企画におきましても、具体的な講座の内容につきましては、町民ニーズを把握しながら、組み立てていく計画であります。

資料の10ページになります。広報・宣伝業務についてであります。(1)の基本的な考え方は、機能的で使いやすい施設、魅力的な行事等の情報を様々なメディア媒体や長年培ってきたマンパワーを最大限活用した発信、また、潜在的利用層の発掘を目指すため、下の黒丸で記載のとおり、専任の広報担当を配置した戦略的な広報・宣伝活動の推進やインターネットを通じたビジュアル的に施設情報を紹介するなどの取組を展開するというものであります。

14ページをご覧ください。独自提案事業(サービス向上)についてであります。(1)の基本的な考え方は、より多くの町民に親しまれるホールとして、文化芸術の拠点機能を最大限に発揮すること、また、使い勝手の良い運営に至るよう、文化・芸術を身近に楽しむをコンセプトにサービス向上を目指すものとしております。具体的には、(2)の黒丸

で列挙されていますが、引き続き、講座におけるポイントカードの導入やチケットプレイガイドとしての公演情報の提供、子育て世代への鑑賞サポートサービスなどを行うというものであります。

16 ページになります。施設・設備の維持管理についてであります。（１）の基本的な考え方は、維持管理業務の適切な遂行を通じて、利用者サービス等を図ることとし、照明器具の LED 化や新電力の導入によって、快適な利用環境や運営コストの削減を実施していこうとするものであります。

18 ページをご覧ください。独自提案事業（施設の利用促進）についてであります。（１）基本的な考え方は、住民に愛される百年記念ホールであり続けるため、様々な世代の人たちが活躍できる施設としてきめ細かなサービスの提供に取り組むという内容であります。具体的な事業内容といたしましては、（２）の一つ目の黒丸以降にありますように、子育て世代にも学習参加の促進を図るための親子・ファミリー企画と託児サービスや、次世代につなげる人材育成事業、19 ページ中ほどにあります、季節ごとにイベントを展開する四季事業、利用者の成果を発表する、成果の場の無料提供事業など、有料・無料にかかわらず施設の利用拡大につなげていくというものであります。

資料 20 ページになります。リスクの分担についてであります。リスク分担につきましては、公募要項で示したリスク分担表のとおりとなっております。

続いて 22 ページになります。事業の安定性についてであります。年度ごとに指定管理料を財源に事業を実施することになりますので、運転資金が不足することがないように、収支計画に裏付けられた事業運営を行うとともに、日常点検を含め、例月出納検査や四半期ごとの定例監査、理事会による統制など財務管理を確実に行うというものであります。

24 ページになります。組織の構成と職員配置についてであります。組織の構成にあたっては、基本的な担当制を敷きつつも柔軟な組織体制とするもので、（２）に職員配置として部門ごとの配置数、次のページの（３）では職員採用計画が記載されていますが、事務職員 6 名を、統括部門、鑑賞事業等の企画部門、生涯学習等の運営部門、公演事業の運営部門、維持管理部門、窓口業務等その他部門に配置するという内容であります。

また、現状と変わる点として、25 ページ（３）の職員採用計画に記載のとおり、これまで再委託で対応していた舞台操作、業務員につきましては、百年記念ホール職員として採用することで、業務の改善や利用者へのサービス向上につながるものとして、舞台スタッフ 2 名を含めた 8 名体制の職員を配置するというものであります。また、多分野において専門的知識を生かせるよう、一人ひとりが研修などを通してスキルアップを図るとともに、様々な人的・組織的ネットワークを広げていける職場を構築していくという内容であります。

26 ページになります。類似施設の運営管理実績についてであります。当法人は、平成 20 年度に指定管理を受けて以降、コンサートだけでも延べ 240 本の開催実績を有しております。詳細につきましては、26 ページの中ほどと、35 ページからの公演実績表をご覧くださいいただければと思います。公演事業に関しましては、演目の選定からチケット販売、当日の会場案内や警備など、会員総がかりで行っております。

33 ページになります。令和 2 年度実施予定の生涯学習講座についてであります。（１）の年間テーマの設定にあたっては、講座ごとのアンケート結果やリクエストを参考にしつつ、地域の歴史や産業・文化に基づくテーマも、シリーズとして展開し、趣味の講座や教養講座などのバランスを考慮した企画を進めるというものであります。中段に記載のとおり、一例として 30 タイトルの講座が示されております。

35 ページから 38 ページまでについては、これまでの公演事業の実績になります。

38 ページの次のページからが、収支計画になります。今回、当法人から示されました、芸術鑑賞事業、独自提案事業を含む収支計画書につきましては、めくりまして 1 ページから 8 ページに記載されております。1 ページが収支計画の総括になります。はじめに収入になりますが、前段申し上げましたとおり、新たな項目として、収入欄の下段に芸術鑑賞事業加算分として、毎年度 485 万円が計上されております。全体の指定管理料につきましては、現在の水準を下回ることのない事業ボリュームでの実施を前提に積算されております。指定管理料といたしましては、下段に記載のとおり、各年度の差引欄の額がこれにあたり、令和 2 年度は年額 8,197 万 1 千円であり、令和 8 年度までの 7 年間では、総額で 5 億 7,652 万 7 千円となります。これに消費税と地方消費税を別途加算した額を指定管理者にお支払いするものであります。2 ページ以降は、芸術鑑賞事業や独自提案事業など、事業別の収支計画になります。

資料の説明につきましては、以上であります。次に、指定管理者の候補者の選定の経過について申し上げます。候補者の選定は、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、10 月 15 日に公募を行い、1 団体からの応募をいただきました。候補者の選定を公平かつ適正に行うため、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の規定に基づき、有識者と利用者の 5 名を含む 10 名で組織する選定委員会を設置し、当委員会で定めた候補者選定基準に基づき、資格審査と書類審査を経て、11 月 18 日に、提案者からのプレゼンテーションを行い、候補者を選定いたしました。応募された特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場は、これまでの同ホールの指定管理者として 11 年余りの実績を有しており、こうした経験と実績を基礎として、ホールの設置目的にあった施設利用が促進され、ひいては町の文化振興の実現が期待できるという審査結果から、同法人を指定管理者の候補者として選定したものであります。

議案書の 39 ページをご覧ください。指定管理者の候補者は、中川郡幕別町字千住 180 番地の 1、特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場理事長、簗島 住雄氏であります。指定の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 7 年間であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 今回から常勤職員を 1 名増やして、さらに舞台装置の職員を 2 名ということで、1 ページの収支計画の中ではきちっと予算化されています。すでに、債務負担行為で先日、議論したあとですのでね、これのとおりにやられるんだらうなっていうふうに思うんですけども、人件費が増えていく中で全体としては、これまでよりもそういった点では、町としてはきちっと運営に関わって保障をしていくという姿勢であると思うんですけども、増えた分だけ加算されていくっていうふうに抑えていいかということと、もう一つ、百年記念ホールも随分、努力されて各種の公演の中での赤字を出さないとかいろいろ頑張ってきていること聞いております。さらに、これは町の負担なんですけれども、光熱費等について、電気代などについては、新電力に移行してかなり百万単位での違いがでてきていることも聞いていますよね。そういった数字もできればこう評価

していかなきゃいけないと思いますので、わかる範囲でお示しいただけますか。

○委員長（東口隆弘） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今、質問いただきました人件費についてなんですが、今回、新たな年度からは6名分で、算出させていただきました。今まではですね、5名分での予算を積算していたんですが、実際には現場では6名の人員が配置されておりました。それに合うようなかたちでですね、今回、1名分を追加しておりますので、今まで以上にですね、人件費の方が不足が生じないっていうふうに思っております。

続きまして、電力のほうなんですが、リスク分担を持ってまして、節約されてですね、節約していただく分には全然構わないですけれども、それがですね、5%を超えて節約しちゃうとですね、その分戻さなきゃいけない部分も生じまして、多いとき、電気料が多くなった時もですね、その分、5%を超えて増えてた時には町の方からその分は全部、補正予算を組みまして、支払うようになるんですけれども、逆の場合も考えられまして、現在のところはですね、電気料のほうが今年度分については、戻すような状況にはないと思っております。以上です。

○委員長（東口隆弘） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 新電力に移行したことによってですね、節約された電気料なんですけれども、今、9.6%ですね、北海道電力に比べまして、電気料が下がっているというふうに起案書には記載させました。率までは確認したんですけれども、金額はちょっとこの場で資料を持ってなくてですね、すいません。

○委員（中橋友子） わかりました。しっかりと保障されているということでもありますから、指定管理になるときに、1番心配することは職員が7年間なら、7年間の限られた雇用なわけですからね、そういった点では身分保障、あるいは賃金の保障っていう点で、どうしても、経費を安くしようと思えば、人件費に削られていくっていく傾向があるものですから、その点で、今回はきちっと保障されたということでもありますから、それは、良したいと思います。

新電力につきましては、これは企業努力って言いますか、町民芸術劇場さんの方でご努力されたことでもありますからね、そういったことも、聞いておりまして、評価の対象にしていきたいというふうに思います。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） なければ、議案第88号に対する質疑は以上で終了をいたします。

説明員の方はどうもありがとうございました。ここで説明員の退席のため、暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（東口隆弘） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に付託をされました陳情の審査を行います。

陳情第5号、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

はじめに確認をいたします。議会基本条例第7条第4項では、請願及び陳情の付託を受けた委員会はこれを町民による政策提言と位置付け、その審査においては必要に応じて、提案者の意見を聴く機会を設けるとしてあります。本委員会に付託をされました陳情第5号の審査にあたり、提案者の意見を伺う必要があるか否かについて、ご意見をいただきたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 今回のオスプレイに関わりましては、2段階って言うていいんでしょうか、というか、二つの文面の陳情書が提出されております。両方とも、表現は違いますが、目指すところは同じ方向なのかなというふうに思いまして、議会基本条例の中の定めに従って、必要であれば特に陳情の第6号に関わりまして、説明をいただければというふうに思います。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員、ただ今陳情第5号についての陳情者を求めるかどうかについてです。

○委員（中橋友子） わかりました。

○委員長（東口隆弘） では、陳情第5号については、その意見はないということによろしいですか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） ほかに意見のある方は挙手をお願いします。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは、必要がないと意見が多いようです。意見を聴く機会を設ける必要はないという意見でありますので、本陳情の審査にあたり、提出者の意見を聴く機会は設けないことといたします。

では、次に本陳情について、各委員の意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 陳情第5号に関わりまして、意見を申し上げたいと思います。日米共同訓練の問題につきましては、実は2年前に十勝でオスプレイを使用した訓練が予定されていたと報道されておりました。資料にもありますが。それが、台風災害によって、延期になったということでもあります。そののちに、十勝を希望されているということを知っております。文面の中にありますように、他の機器と違いまして、オスプレイの墜落事故、あるいは欠陥とするそういった問題で、たびたび沖縄などに甚大な影響を与えてきているのが事実であります。同時に大変、大きな音を立てて、飛行するということでもありまして、低空飛行も繰り返されるということもありまして、特に十勝は酪農家への影響も心配されております。こういったことを考えた場合に、やはりこの十勝の上空を飛んでほしくないという、その提案者の願意については理解をするところでもあります。もちろん、これが防衛に関わって、一この地方自治体の中で、これを何て言うんでしょうか。計画そのものもなかなか防衛省の方で決まってくるということもありまして、見えていない面もたくさんあります。そういった中で、やはり、不安が掻き立てられているんだということについての願意っていうのは切実なものがあると思ひまして、これについては、このとおりだんたいうふうに私は意見を持っております。以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかに意見のある方は挙手をお願いします。

小島委員。

○委員（小島智恵） 過去ですね、同じような、同じようなといいますか、同じような陳情が提出されたことがあります。オスプレイに関してでありますけれども、確か、平成25年3月、不採択になったと思います。そのときは沖縄のオスプレイということでしたけれども、今回は地元でという、場所は違えどもということなんですけれども、当時の総文でも議論が多く行われまして、その頃から北朝鮮のミサイル発射、核実験、そして尖閣諸島をめぐる中国の問題ありまして、米軍オスプレイが抑止力になり、日本の国防を考える

と大事なことはないかと、また災害時には、オスプレイは利用価値があるといった意見がございました。それで、結論としては不採択に至ったというふうに記憶しております。私も当時、総文に所属していたものですから、日本の国防、安全保障上の観点から、そのときは陳情に反対という立場で意見を述べたところであります。それで、その頃からずっとなんですけれども、周辺のそういった諸外国の脅威ですね、いまだ続いております。むしろ、増強している懸念があります。そういった北朝鮮のミサイル、いまだ発射、繰り返されておりますけれども、北海道上空も飛んだこともあります。また、一番危険を危惧しているのは中国の動きなんですけれども、近年、軍事力の増強、覇権主義、占領政策がさらに推し進められています。そういったことで、米軍との訓練、オスプレイの騒音危険性といった目の前で起きることに対して、目を向けることももちろん大事なんですけれども、さらに視野を広げてみますとそれ以上の危機が迫っているのではないかと、それ以上の危機というのは日本の国自体が減ぶかもしれないということでありまして、国が無くなってしまうと、元も子もない。私は国を守る観点を入れ込んでいければなとは思っておりますけれども、そのためには日本の自主防衛力の強化、もちろん大事なんですけれども、現在の防衛力だけでは到底、厳しいものもありまして、こういった日米共同訓練行って、日米同盟の強化を図り、国を守る、国が侵略されないように次の世代につなげていくことが大事ではなかろうかと思っていますところであります。

○委員長（東口隆弘） ほかに意見のある方はおりませんか。

小川委員。

○委員（小川純文） このオスプレイの参加の中止を求めるということでございますけれども、これについてはまだ内容が、中身が深いものですから、もう少し検討をさせていただきたいなというふうに私は思っております。

○委員長（東口隆弘） ほかに。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 陳情書を読ませていただきまして、小島委員が言われた部分での平成25年の部分と比較しますと今度は、十勝でという部分がこう大きく違う部分でありますし、酪農に関する部分のこの騒音という部分でも懸念されるところでございまして、これをやはり小川委員のいったように、慎重に検討していかなければならない陳情だというふうに思っております。以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかにはいないでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） なければ、陳情第5号に対する意見は以上で終了いたします。

次に陳情第6号、日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として、陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書の採択及び関係諸機関への提出に関する陳情書を議題といたします。

はじめに確認をいたします。陳情第6号の審査にあたり、提案者の意見を伺う必要があるか否かについてご意見をいただきたいと思います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） オスプレイを考える会という方からの陳情第6号であります。代表者は書かれておりますけれども、連名12名で陳情を提出していただくということもなかなか今までにはあまりなかったことではないかというふうに思います。

そういった観点から、資料もたくさんついてはいるんですけれども、この中の内容が具体的にどういうその事故であったのかとか、そういった危険の度合いだとかっていうのも、

陳情者は掌握されていると思いますので、できれば、私は説明を求めたいというふうに思います。

○委員長（東口隆弘） ほかに。

小島委員。

○委員（小島智恵） 資料をいただいているんですけれども、これは各自、確認いただくというかたちでの配布ということではよろしかったですか。

○委員長（東口隆弘） 議会事務局長。

○事務局長（細澤正典） 陳情書の提出にあたり陳情者から提出があったものですから、基本的にこれに対して、説明する機会っていうのはこの陳情審査にあたっては考えていないという部分です。

○委員長（東口隆弘） ほかに意見は。ただ今、中橋委員より意見を伺ったほうが良いんじゃないかという意見でしたけれども。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） こういう資料もいただいているので、十勝の訓練の現状も踏まえて、これは説明いただいたほうがよろしいのかなと思います。

○委員長（東口隆弘） 今、2名の方から意見を聴く機会が必要であろうというお話、意見がありましたけれども、それでよろしいでしょうか。

小川委員。

○委員（小川純文） 説明をしていただきたいというご意見があれば、それを否定するものはないと思いますので、それはそれでよろしいのではないかと思います。

○委員長（東口隆弘） それでは、意見を聴く機会を必要ということでもありますので、本陳情の審査にあたり、次回の委員会において提案者から意見を聴く機会を設けることにしたいと思います。その場合、幕別町議会委員会条例第26条の2の規定により、議長を通じ、提出者に参考人として出席を求めることになります。

これに異議はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 異議がないようですので、そのようにいたします。

では、次に本陳情について、各委員のご意見を伺いたと思います。参考人の方を招致をしてお話を聞くという前に、もし委員の皆さんから意見があればお伺いをしたいと思います。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは、次回、陳情人の方にお話しを伺ってから、審査をするということではよろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは、なければ、第6号は以上で終了といたします。

○委員長（東口隆弘） 次に陳情第7号、幕別町行政区設置条例に関する陳情書を議題といたします。

はじめに確認をいたします。陳情第7号の審査にあたり、提案者の意見を伺う必要があるか否かについてご意見をいただきたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いします。

小川委員。

○委員（小川純文） 先ほども条例改正の中で、いろいろと話題にもなっており、それと関連する点も非常に大きく、今回の陳情者の方も前に公区長というものをやっておられた経

験も有しているということで、今回の内容の中で、より詳しく説明をいただいた方が、論議をする中において、住民自治という中においては必要ではないかと考えるところもありまして、できれば提案者の、陳情者の説明を求めたいと私は思うところでございます。

以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは意見を聴く機会が必要ということでありますので、本陳情の審査にあたり、次回の委員会において提案者から意見を聴く機会を設けることにしたいと思います。その場合、幕別町議会議員会条例第26条の2の規定により、議長を通じ、提出者に参考人として出席を求めることになります。

これに異議はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 異議がないようですので、そのようにいたします。

なければ、陳情第7号は以上をもって、本日は終了をいたします。

本日の委員会の審査はこの程度にとどめたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 異議がないようですので、そのようにしたいと思います。

3番目のその他であります。

次回の委員会の開催日について、お諮りをいたします。

皆さんからのご意見はございますか。

それでは、12月13日、全員協議会終了後に次回委員会を開催したいと考えます。

よろしくどうぞお願いをいたします。

ここで、本委員会のインターネット中継を終了をいたします。少々お待ちください。

（暫時休憩）